

弟子屈町

公共施設等総合管理計画

令和5年3月(第1次改訂版)



弟子屈町

弟子屈町 公共施設等総合管理計画

目次

I 公共施設等総合管理計画の概要

- 1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的 ----- 1
- 2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間 ----- 3

II 公共施設を取り巻く環境

- 1. 弟子屈町の概要 ----- 5
- 2. 将来の人口 現状と予測 ----- 6
- 3. 当町の財政状況 ----- 7
- 4. 公共施設（建築物）の状況 ----- 10
- 5. 建築物系施設の建築年度別の状況 ----- 26
- 6. インフラ施設の状況 ----- 27

III 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- 1. 人口減少を見据えた整備更新 ----- 29
- 2. 公共施設等の管理に関する実施方針 ----- 32

IV 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

- 1. 建築系公共施設（ハコモノ）の管理に関する基本方針 ----- 38
- 2. 土木系公共施設（インフラ）の管理に関する基本方針 ----- 39
- 3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果 ----- 41
- 4. 公共施設の数量に関する数値目標 ----- 44

V 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

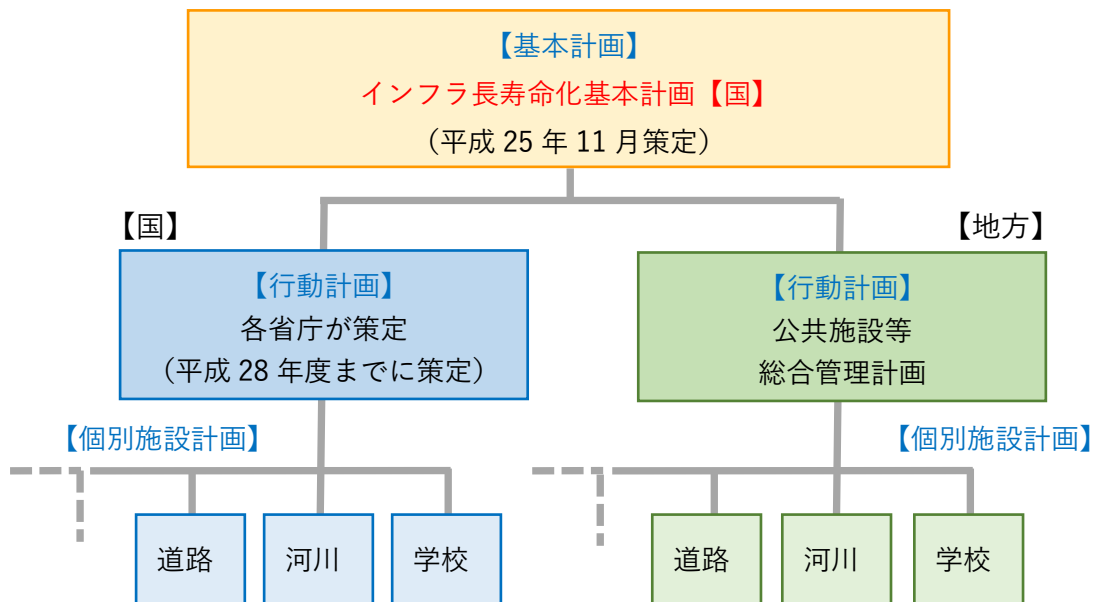
- 1. 総合的かつ計画的な管理を実現するための構築方針 ----- 45
- 2. フォローアップの実施方針 ----- 46
- 3. PDCA サイクルの確立 ----- 47

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

(1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。



(参考：総務省 [インフラ長寿命化計画の体系])

当町においても、人口急増期にあたる昭和 40 年代（1970 年代）後半から平成初期（1990 年代前半）に、多くの公共施設を整備してきましたが、現在、これらが建築後 40 年から 50 年余りが経過し、老朽化が進行している状況です。

これら施設の老朽化に伴い事故等の発生確率が増すことにより、住民が安心、安全に公共施設サービスを受けることに支障をきたすことを懸念しています。

今後、これらの施設が、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えていくこととなりますが、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などにより厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは困難となっています。

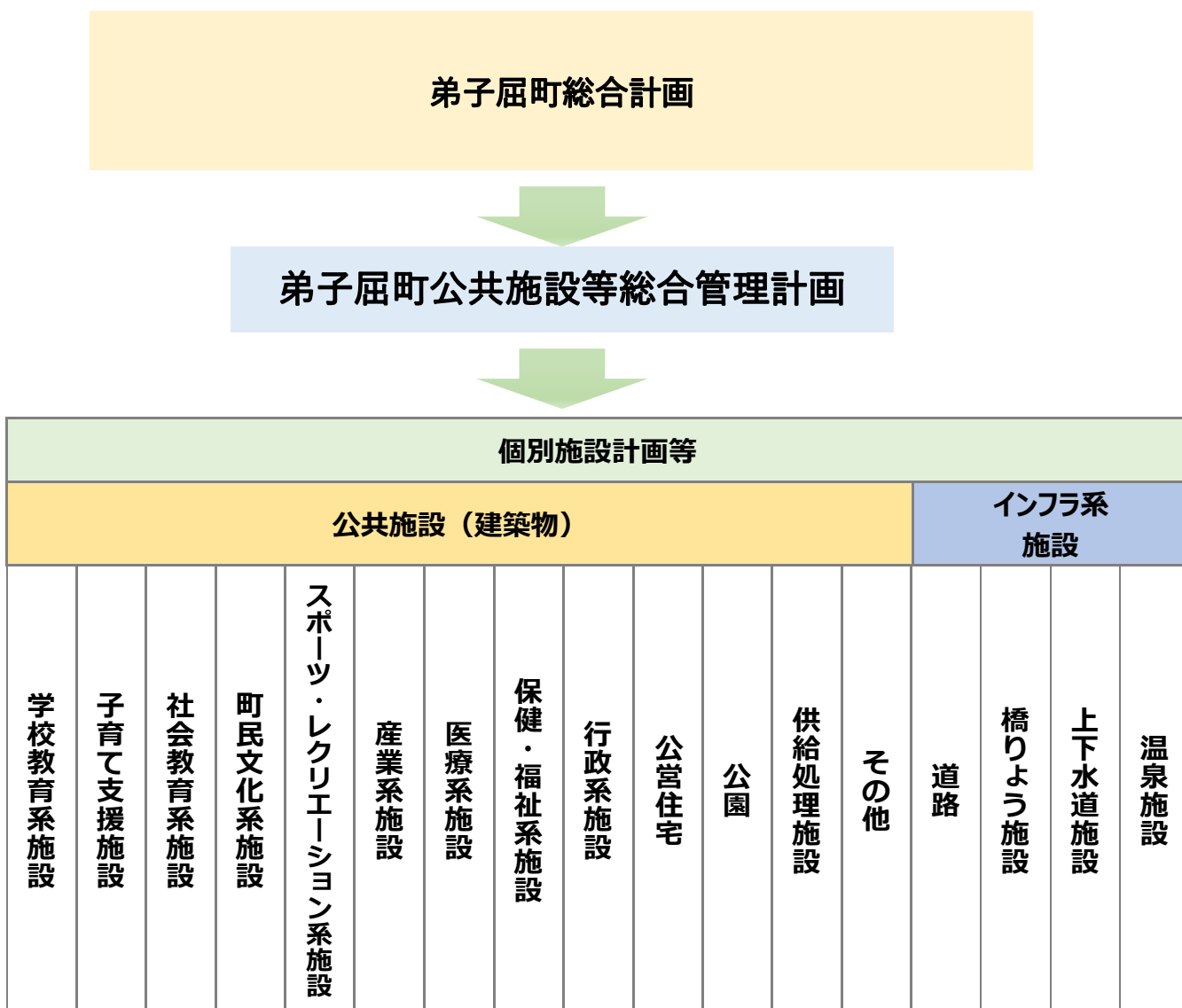
(2) 公共施設等総合管理計画の目的

「弟子屈町公共施設等総合管理計画」は当町の公共施設等の現状および将来の見通しを把握し、どのように対処していくべきか基本方針を定めることを目的とし、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（総財務第75号平成26年4月）で示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に準拠して策定するものです。

また、本計画は各種個別施設計画の内容及び令和4（2022）年4月1日付けの総務省通知を踏まえて改訂したものとなります。

(3) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

当町のまちづくりの最上位に位置付けられる「第6次弟子屈町総合計画」をはじめとする各種計画があり、本計画においては施設ごとの取組に対して、基本的な方針を提示するものです。



2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

(1) 本計画における対象となる公共施設

当町が保有する公共施設等のうち、公共施設（建築物）とインフラ系施設を対象とします。公共施設（建築物）については、学校教育系施設、子育て支援施設、社会教育系施設、町民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、医療系施設、保健・福祉系施設、行政系施設、公営住宅、公園、供給処理施設、その他の13類型に分類しました。

また、インフラ系施設については、道路、橋りょう、上下水道、温泉の4類型を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

大分類	番号	施設分類名称	主な施設
公共施設 (建築物)	1	学校教育系施設	小学校（弟子屈、川湯、美留和、和琴） 中学校（弟子屈、川湯）
	2	子育て支援施設	認定こども園ましゅう、川湯保育園、こども支援センター
	3	社会教育系施設	生涯学習用収蔵庫、屈斜路コタンアイヌ民族資料館
	4	町民文化系施設	釧路圏摩周観光文化センター、奥春別交流センター、公民館、仁多交流センターなど
	5	スポーツ・レクリエーション系施設	摩周観光交流館（道の駅）、シルバースポーツハウス、川湯屋内温水プールなど
	6	産業系施設	林業多目的センター、農産物集出荷センター、町営牧場 など
	7	医療系施設	川湯歯科診療所
	8	保健・福祉系施設	屈斜路地区保健センター、老人ホーム倭和園、川湯福祉の湯、跡佐登福祉の家、原野福祉の家 など
	9	行政系施設	役場庁舎、役場川湯支所 など
	10	公営住宅	鎧別、泉、泉ヶ丘、新泉ヶ丘、みはらし台、桜町、川湯駅前、湯の川、敷島、緑、仁伏、南弟子屈、古丹、美留和団地
	11	公園	水郷公園、湯の島公園、泉ヶ丘公園 など
	12	供給処理施設	廃棄物焼却処理施設、リサイクルセンター、一般廃棄物焼却施設 など
	13	その他	旧昭栄小学校、職員住宅、教員住宅、貸付住宅、弟子屈斎場 など

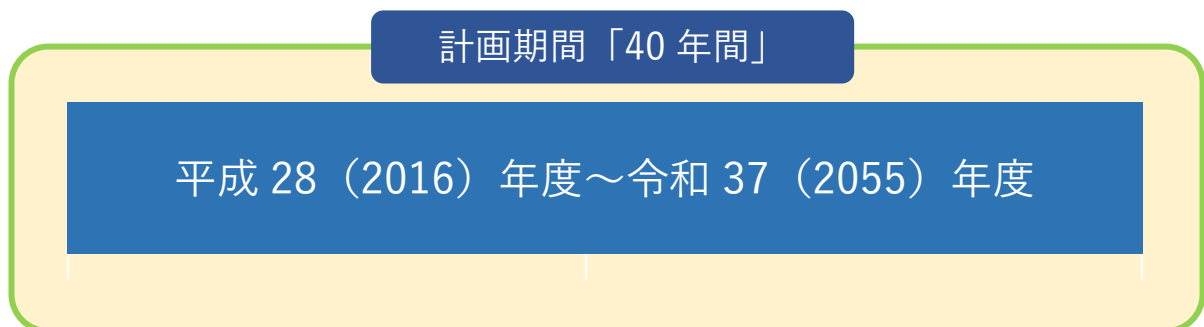
大分類	番号	施設分類名称	主な施設
インフラ系施設	1	道路	
	2	橋りょう施設	
	3	上下水道施設	
	4	温泉施設	

(2) 計画期間

当町の公共施設等は、今後 40 年の間に更新整備費が断続的に膨大することから、長期的な公共施設等にかかる経費の削減と平準化を図るために、計画期間を 40 年間とします。

総合管理計画は、中長期的な視点が不可欠であることから、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討します。

特に、公共施設等の更新費用の将来の見通しでは、建築系公共施設の更新やインフラ系公共施設の更新時期が今後 30 年～40 年間に集中することから、計画期間を 40 年間とし、10 年毎に適宜見直しを行います。



Ⅱ

公共施設を取り巻く環境

1. 弟子屈町の概要

弟子屈町は東北海道を中心に位置し、東経 144 度 13 分から 144 度 36 分、北緯 43 度 23 分から 43 度 42 分の地点にあります。西北面は高く険しい山並みがオホーツク地域に接し、東の山並みは根室高原に連なり、南は標茶町を経て釧路湿原に隣接しています。

地勢は世界有数の透明度を誇る摩周湖。その山麓に広がる本町は千島火山帯に属する高原地帯で、屈斜路湖を源とする釧路川が地域の中央を流れており、平地が少なく起伏の多い地勢です。そのため地域の約 70%は山林地帯で、農耕地は屈斜路湖沿岸と釧路川を始めとする各河川の流域に散在しており、酪農を中心に放牧、牧草地、馬鈴薯・てん菜・小麦・蕎麦畑として主に利用されています。

気象は一般に冷涼で年間平均気温は 5.4℃、初雪は 11 月上旬、降雪量は 50～100 センチメートルで比較的少ないため道路はひどく凍結します。降雨は晩夏から初秋にかけて多く、初霜・晩霜は年により変動が多く霜害を被ることがあります。地域内陸地帯（川湯・屈斜路）は、北見、網走地方の気象に類似しています。

図 弟子屈町位置図



資料：弟子屈町ホームページ

2. 将来の人口 現状と予測

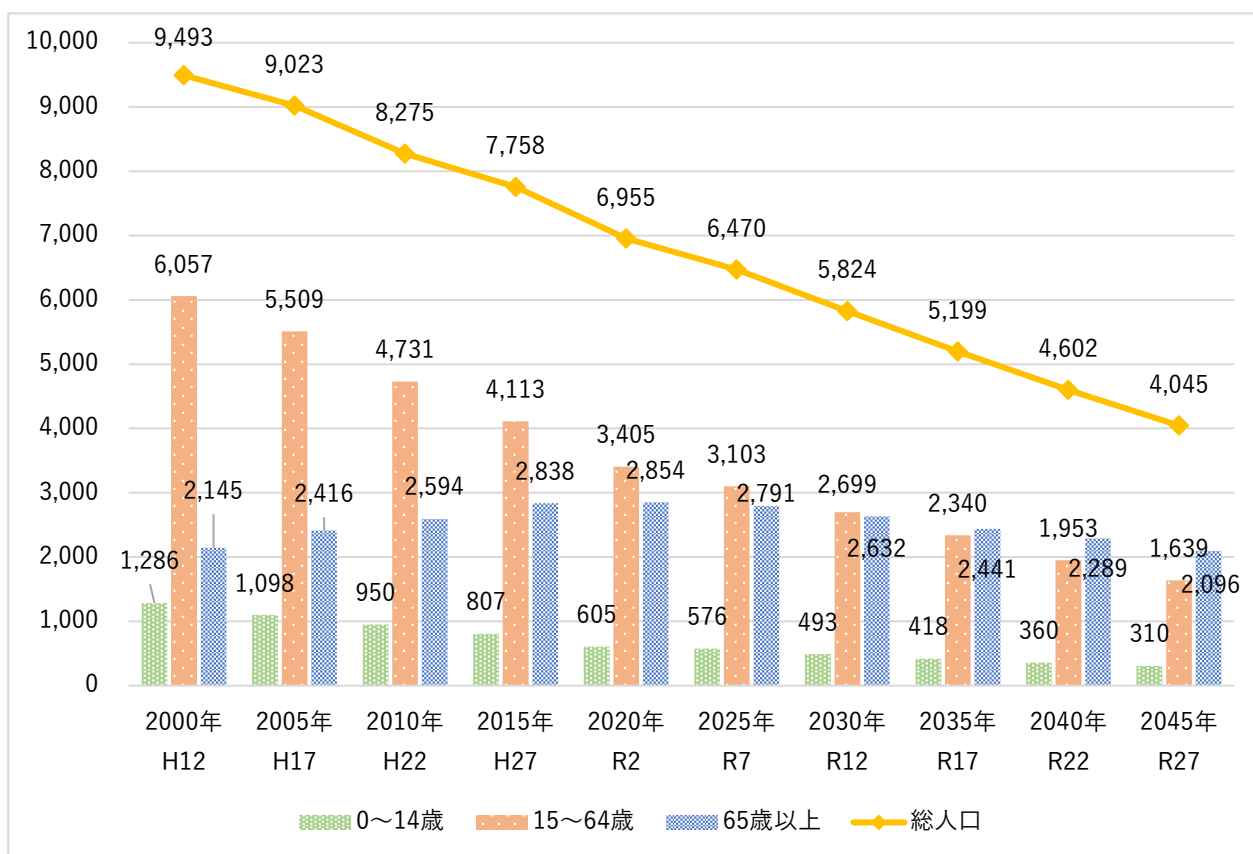
当町の人口は平成 12（2000）年の 9,493 人から、徐々に減少し、令和 2（2020）年には平成 12（2000）年当時と比較して 26.7%減少し、6,955 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、弟子屈町の人口は、今後も急速に減少を続け、令和 27（2045）年には 4,045 人（平成 12（2000）年対比約 57.4%減少）になる見込みです。

近年の人口減少は、少子化社会を迎え出生数が死亡数を大きく下回る自然減が起き、さらに、町内の産業の低迷による後継者不足や、景気低迷による就労確保の場を都市部に求めた社会減が起きたことも大きな要因となっています。

人口減少に伴い税収等も減少し、施設更新の財源が乏しくなるだけでなく、通常の維持管理費用も厳しくなるため、現状の施設数や延床面積は削減しなければなりません。

（単位：人）



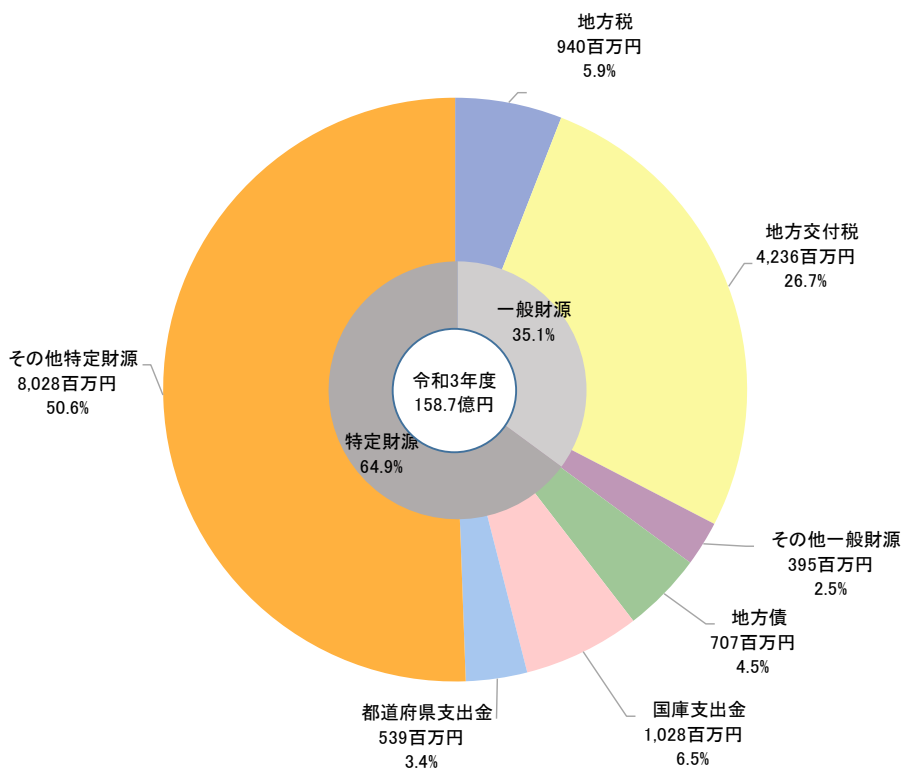
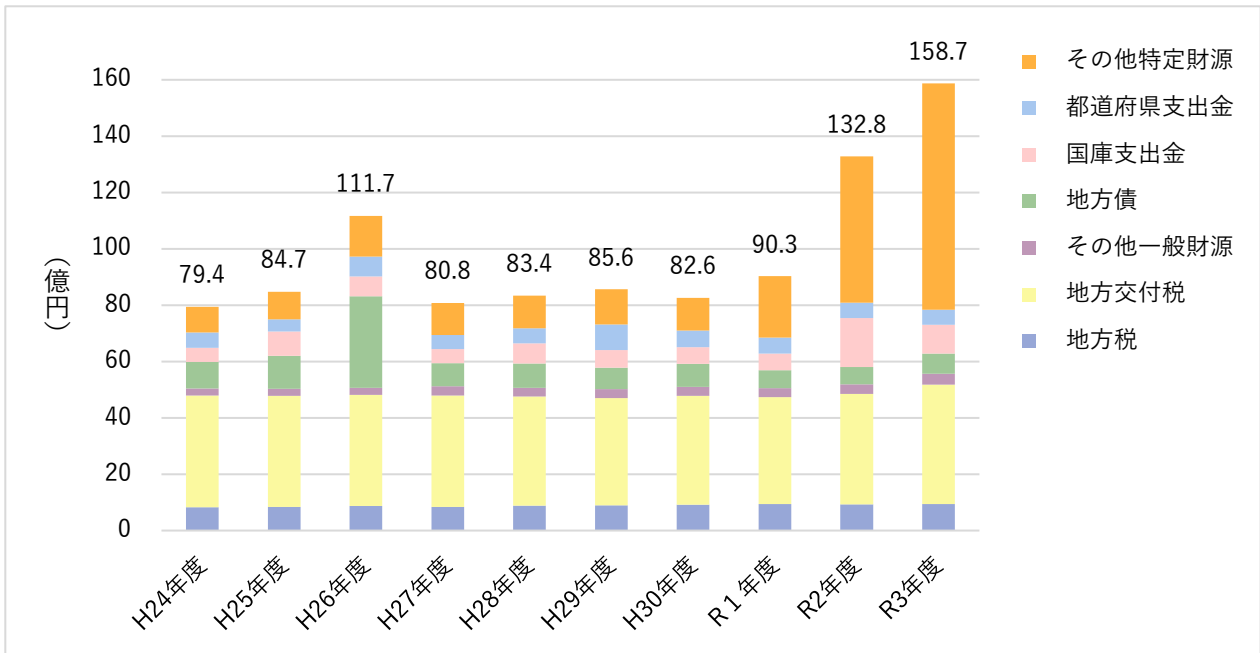
※2020年までは国勢調査、2025年からは社人研推計

（人数）	2000年 H12	2005年 H17	2010年 H22	2015年 H27	2020年 R2	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2045年 R27
0～14歳	1,286	1,098	950	807	605	576	493	418	360	310
15～64歳	6,057	5,509	4,731	4,113	3,405	3,103	2,699	2,340	1,953	1,639
65歳以上	2,145	2,416	2,594	2,838	2,854	2,791	2,632	2,441	2,289	2,096
総人口	9,493	9,023	8,275	7,758	6,955	6,470	5,824	5,199	4,602	4,045

3. 当町の財政状況

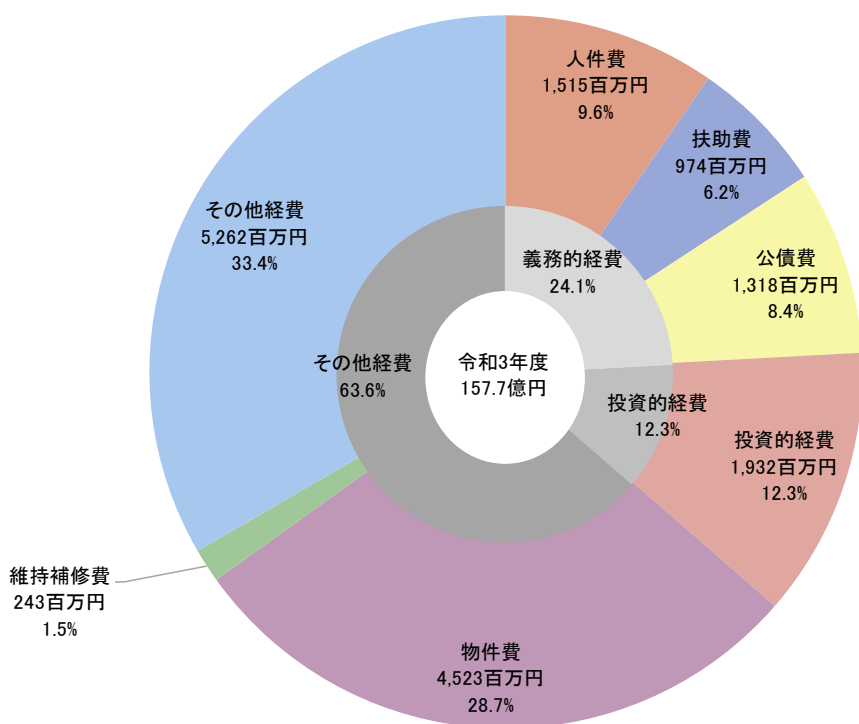
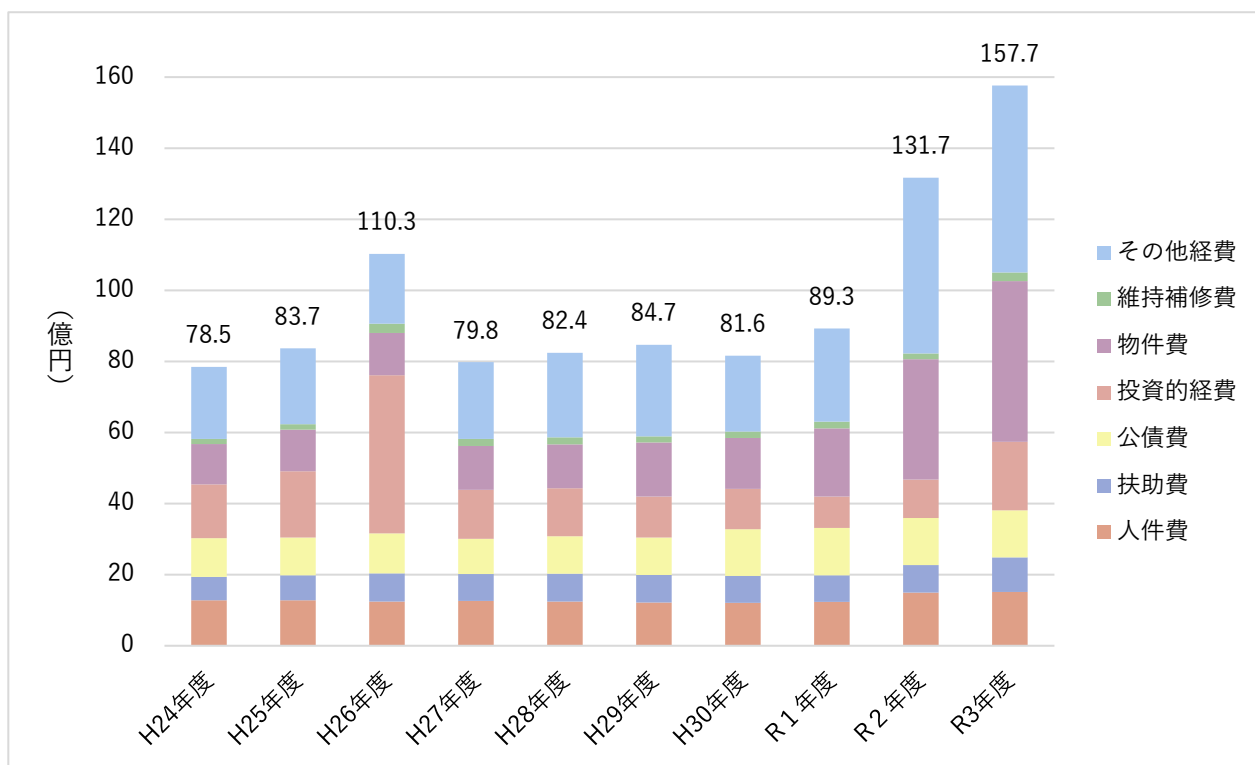
(1) 歳入の状況

令和3(2021)年度の一般会計を基に当町の歳入の状況を見ると、町税(地方税)が約9.4億円で、地方交付税が約42.4億円となっています。



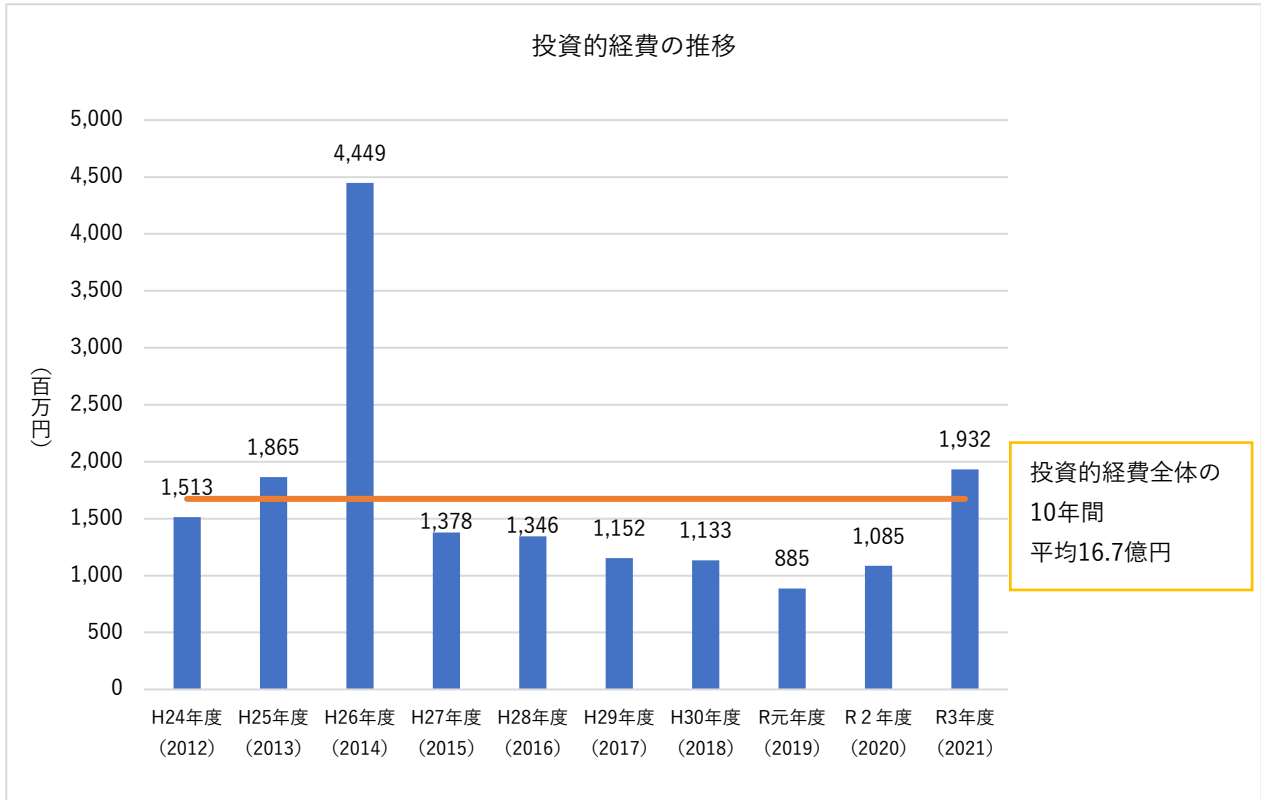
(2) 歳出の状況

令和3(2021)年度の一般会計を基に当町の歳出の状況をみると、投資的経費が約19.3億円で、物件費が約45.2億円となっています。



(3) 投資的経費の推移 (普通会計決算)

平成 24 (2012) 年度から令和 3 (2021) 年度の投資的経費の推移を普通会計決算で見ると、平成 26 (2014) 年度は約 44.5 億円ですが、その他の年度については約 13 億円程度で推移しています。



(単位：百万円)

	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)
投資的経費	1,513	1,865	4,449	1,378	1,346	1,152	1,133	885	1,085	1,932

4. 公共施設（建築物）の状況

（1）弟子屈町の公共施設（建築物）の所有状況

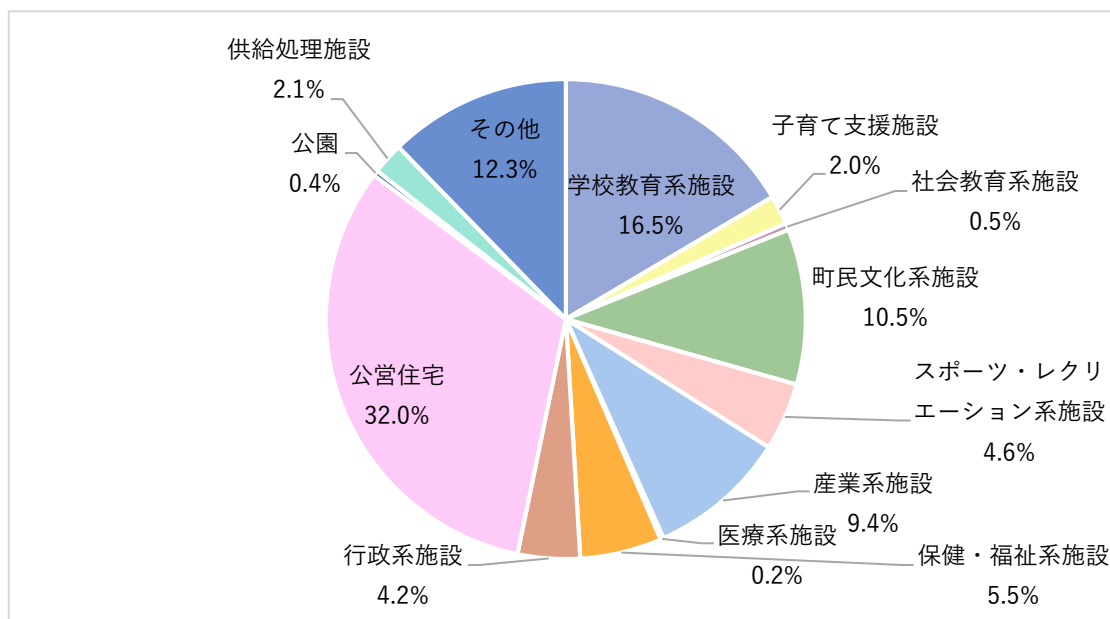
令和2年度末（令和3年3月31日）現在の公共施設（建築物）の延床面積合計は約11.3万㎡となっており、その内訳は、大きい順で公営住宅が32.0%、学校教育系施設が16.5%、その他の施設が12.3%と続きます。

また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設（建築物）で16.22㎡となっています。

番号	資産分類	施設数 (棟)	延床面積 (㎡)	割合 (%)	人口一人当たりの 面積 (㎡)
1	学校教育系施設	16	18,621.83	16.5%	2.68
2	子育て支援施設	3	2,224.26	2.0%	0.32
3	社会教育系施設	2	520.06	0.5%	0.07
4	町民文化系施設	27	11,809.21	10.5%	1.70
5	スポーツ・レクリエーション系施設	17	5,156.80	4.6%	0.74
6	産業系施設	46	10,557.24	9.4%	1.52
7	医療系施設	1	238.41	0.2%	0.03
8	保健・福祉系施設	9	6,211.60	5.5%	0.89
9	行政系施設	9	4,733.59	4.2%	0.68
10	公営住宅	110	36,112.82	32.0%	5.19
11	公園	12	409.37	0.4%	0.06
12	供給処理施設	10	2,399.31	2.1%	0.34
13	その他	113	13,850.17	12.3%	1.99
合計		375	112,844.67	100.0%	16.22

※固定資産台帳より作成

※人口は令和2年10月国勢調査（6,955人）



(2) 公共施設老朽化の状況

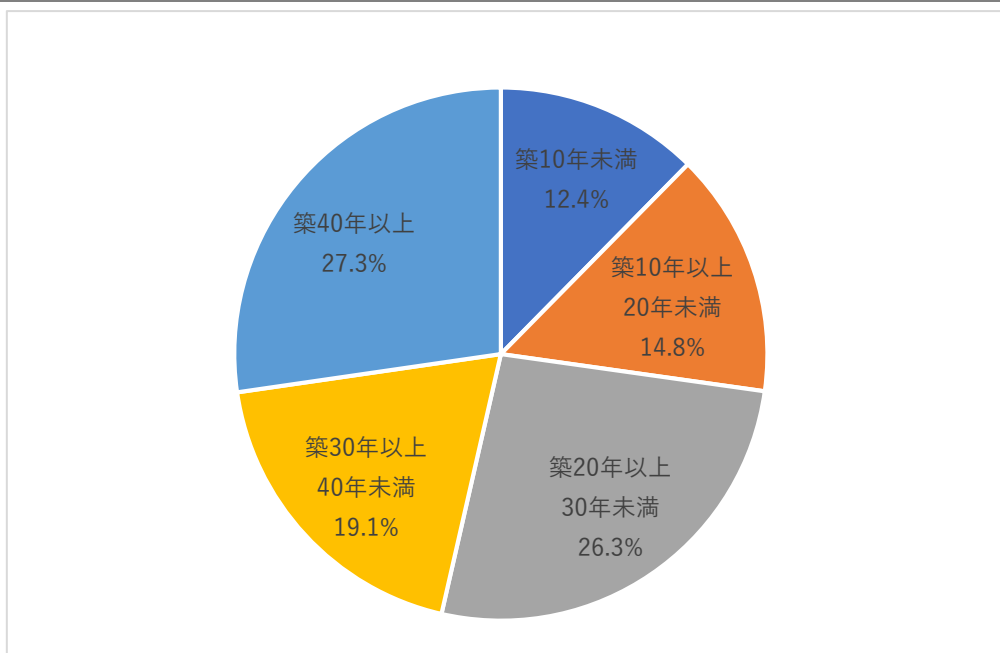
① 建築経過年数の状況

個別施設計画で記載した公共施設の建築（令和3（2021）年度）からの経過年数をみると、築30年未満の公共施設は全体の53.5%となっており、築年数30年以上の公共施設は46.5%となっています。

特に築40年以上経過した公共施設は全体の27.3%を占めています。

（単位：㎡）

番号	分類名称	築10年未満	築10年以上20年未満	築20年以上30年未満	築30年以上40年未満	築40年以上	計
1	学校教育系施設	0.00	4,930.97	8,397.92	4,211.74	1,081.20	18,621.83
2	子育て支援施設	0.00	0.00	1,411.76	0.00	812.50	2,224.26
3	社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	117.59	402.47	520.06
4	町民文化系施設	0.00	0.00	2,461.56	6,664.54	2,683.11	11,809.21
5	スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	1,137.18	233.28	1,738.56	2,047.78	5,156.80
6	産業系施設	3,770.03	88.96	918.04	3,346.62	2,433.59	10,557.24
7	医療系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	238.41	238.41
8	保健・福祉系施設	3,321.42	0.00	1,082.98	0.00	1,807.20	6,211.60
9	公営住宅	0.00	65.34	0.00	122.37	4,545.88	4,733.59
10	行政系施設	6,592.62	9,516.81	8,646.98	2,065.42	9,290.99	36,112.82
11	公園	50.43	13.16	212.89	132.89	0.00	409.37
12	供給処理施設	0.00	411.40	1,617.59	203.82	166.50	2,399.31
13	その他	244.84	585.75	4,746.46	2,982.89	5,290.23	13,850.17
合計		13,979.34	16,749.57	29,729.46	21,586.44	30,799.86	112,844.67
割合		12.4%	14.8%	26.3%	19.1%	27.3%	100.0%



②有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得価額」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、「腐朽が進行しているか」の指標となります。

これまでの本町の公共施設（建築物）における総建築額は、約 224 億円です。内訳としては、上位順で公営住宅が約 52.7 億円、有形固定資産減価償却率は 50.7%、学校教育系施設が約 42.3 億円、有形固定資産減価償却率は 45.5%と資産が老朽化している状況となっています。

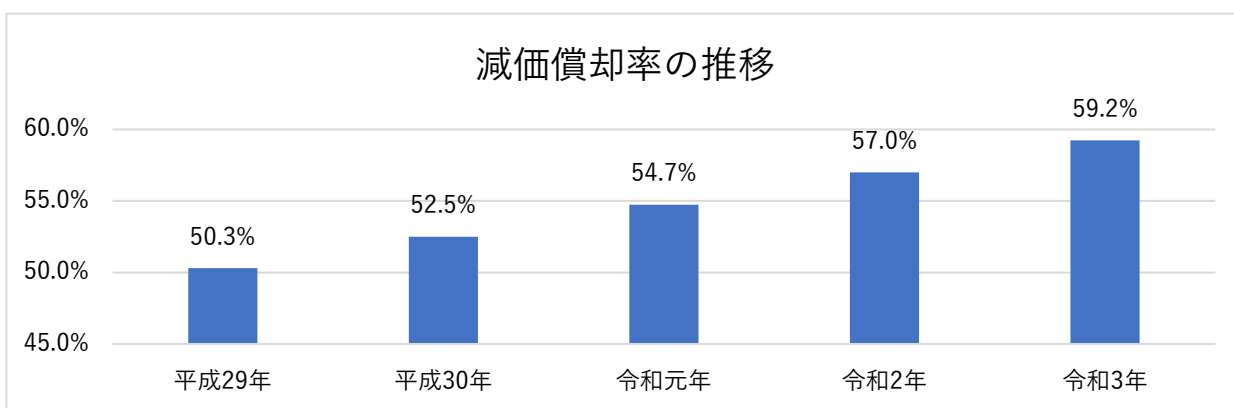
こうした現状から、建築物の一人当たりの延床面積の縮減や、延命措置の実施又は取り壊しによる公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

■資産別の有形固定資産減価償却率

番号	分類名称	取得価額（円）	減価償却累計額（円）	有形固定資産減価償却率（%）
1	学校教育系施設	4,230,342,503	1,926,724,748	45.5%
2	子育て支援施設	530,641,950	314,070,892	59.2%
3	社会教育系施設	139,606,000	124,021,599	88.8%
4	町民文化系施設	2,182,793,451	1,652,199,167	75.7%
5	スポーツ・レクリエーション系施設	579,929,516	506,442,484	87.3%
6	産業系施設	1,004,124,916	723,763,640	72.1%
7	医療系施設	25,490,000	25,489,999	100.0%
8	保健・福祉系施設	1,722,538,351	616,257,620	35.8%
9	行政系施設	578,774,787	525,656,880	90.8%
10	公営住宅	5,270,505,780	2,672,101,102	50.7%
11	公園	104,026,402	91,369,646	87.8%
12	供給処理施設	811,759,251	614,474,486	75.7%
13	その他	6,651,978,850	4,326,269,802	65.0%
合 計		23,832,511,757	14,118,842,065	59.2%

③有形固定資産減価償却率の推移

建築物の減価償却率は、平成 29 (2017) 年度に 50.3%であったものが令和 3 (2021) 年度には 59.2%と増加しており、今後も上昇を続けることとなります。



(3) 資産分類別の施設の状況

① 学校教育系施設

■ 主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
弟子屈小学校校舎	1999	23	4,612.06	44.0%
弟子屈小学校体育館	1999	23	1,256.39	44.0%
弟子屈小学校屋外便所	2000	22	77.76	88.2%
川湯小学校校舎	1994	28	1,601.43	54.0%
川湯小学校体育館	1995	27	709.52	52.0%
川湯小学校物置	1995	27	66.24	100.0%
美留和小学校校舎	1988	34	749.70	100.0%
美留和小学校体育館	1988	34	534.18	100.0%
美留和小学校倉庫	1988	34	22.00	100.0%
和琴小学校校舎	1971	51	1,081.20	100.0%
和琴小学校体育館	1986	36	563.30	94.5%
弟子屈中学校校舎	2011	11	3,838.08	20.0%
弟子屈中学校体育館	2011	11	1,092.89	20.0%
川湯中学校校舎	1992	30	1,600.16	58.0%
川湯中学校体育館	1992	30	742.40	58.0%
川湯中学校屋外更衣室	1993	29	74.52	100.0%

② 子育て支援施設

■ 主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
認定こども園ましゅう	1997	25	1,128.06	48.0%
川湯保育園	1978	44	812.50	86.0%
こども支援センター	1998	24	283.70	96.6%

③ 社会教育系施設

■ 主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
生涯学習用収蔵庫 (旧摩周運動公園管理棟)	1985	37	117.59	100.0%
屈斜路コタンアイヌ民族資料館	1982	40	402.47	85.8%

④町民文化系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
美留和生活館	1974	48	184.15	100.0%
美留和生活館物置	1991	31	19.44	100.0%
仁多交流センター	1995	27	290.19	52.0%
御卒別集会所	1980	42	58.32	100.0%
美羅尾ヶ丘会館	1973	49	162.44	100.0%
日の出旭地区集会所	1977	45	106.92	100.0%
川湯駅前交流センター	1997	25	295.30	100.8%
奥春別集いの家	1978	44	58.32	100.0%
摩周自治会館	1978	44	109.35	100.0%
平和集会所	1991	31	68.04	100.0%
熊牛集会所	1993	29	68.04	100.0%
美留和会館	1994	28	273.07	100.0%
中央会館	1996	26	116.76	100.0%
泉ふれあいセンター	1993	29	508.30	56.0%
鎗別温泉桜町会館	1999	23	228.22	92.4%
高栄会館	1980	42	529.25	82.0%
すずらん丘会館	1975	47	232.28	100.0%
みはらし台会館	1985	37	189.27	100.0%
仁多寿の家	1975	47	106.92	100.0%
最栄利別寿の家	1976	46	106.92	100.0%
鎗別寿の家	1978	44	119.88	100.0%
弟子屈寿の家	1989	33	123.93	100.0%
湯の島寿の家	1992	30	182.18	100.0%
札友内寿の家	1994	28	119.88	100.0%
釧路圏摩周観光文化センター	1985	37	6,081.68	72.0%
奥春別交流センター	2000	22	561.80	0.0%
公民館	1966	56	908.36	100.0%

⑤スポーツ・レクリエーション系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
川湯観光案内所	1982	40	54.87	100.0%
屈斜路湖水上利用管理事務所	1992	30	103.96	100.0%
J R摩周駅観光案内所	1990	32	87.48	100.0%

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
屈斜路ウォータースポーツ交流公園管理事務所	2001	21	233.28	100.0%
摩周観光交流館 (道の駅)	2012	10	1,137.18	100.0%
シルバースポーツハウス	1986	36	1,046.24	94.5%
摩周運動公園資材庫	1990	32	51.84	102.3%
摩周運動公園野外ステージ	1985	37	286.80	72.0%
摩周運動公園便所	1985	37	32.00	72.0%
摩周運動公園パーゴラ	1985	37	48.00	100.0%
摩周運動公園レストハウス	1985	37	47.20	100.0%
摩周運動公園自転車置場	1985	37	16.20	97.2%
摩周運動公園ソフトボール場物置	1992	30	4.86	100.0%
摩周運動公園ソフトボール場便所	1992	30	7.29	100.0%
弟子屈町修武館	1978	44	519.40	100.0%
川湯屋内温水プール	1981	41	1,473.51	80.0%
弟子屈町宮野球場	1984	38	6.69	74.0%

⑥産業系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
弟子屈町勤労者会館	1978	44	71.28	100.0%
観光牧場管理事務所	1978	44	8.51	100.0%
観光牧場便所	1978	44	34.43	100.0%
観光牧場観光会館	1978	44	100.00	100.0%
観光牧場サイロ	1978	44	15.90	100.0%
900 草原牧場展望館	1992	30	374.60	58.0%
900 草原牧場炊事場	1991	31	19.44	100.0%
900 草原牧場便所	1990	32	40.01	62.0%
900 草原牧場東屋 1	1990	32	46.08	100.0%
900 草原牧場東屋 2	1990	32	12.96	100.0%
900 草原牧場第 2 パークゴルフ場トイレ	1996	26	4.86	100.0%
900 草原牧場休憩舎	2000	22	227.70	56.7%
町営牧場管理事務所	2014	8	99.36	100.0%
町営牧場育成舎 A	2017	5	972.90	100.0%
町営牧場飼料混合作業場 A	2017	5	335.94	100.0%

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
町営牧場堆肥舎 A	2017	5	448.50	100.0%
町営牧場堆肥舎 B	2017	5	448.50	100.0%
町営牧場電気導入施設	2017	5	2.24	100.0%
町営牧場敷料庫	2017	5	124.83	100.0%
町営牧場育成舎 B	2018	4	1,337.76	100.0%
弟子屈町農産物集出荷センター 1	1989	33	97.20	86.4%
弟子屈町農産物集出荷センター 2	1974	48	409.66	100.0%
川湯地区防除用水施設	2012	10	6.48	27.0%
弟子屈町地熱水利用実証試験温室 A 棟	1982	40	339.12	100.0%
川湯ふるさと館	2002	20	642.16	51.3%
弟子屈町地熱水利用実証試験温室 B 棟	1982	40	335.09	100.0%
林業多目的センター (旧クアハウス屈斜路)	1985	37	1,022.81	72.0%
屈斜路研修センター	1979	43	1,119.60	84.0%
生活環境保全林施設小規模作業施設	2012	10	38.88	37.8%
川湯農村センター	1989	33	388.20	64.0%
生活環境保全林施設簡易作業施設	2012	10	29.16	37.8%
弟子屈町家畜衛生舎	1983	39	296.13	100.0%
屈斜路地区防除用水施設 A ブロック	1999	23	14.44	100.0%
屈斜路地区防除用水施設 B ブロック	1999	23	28.88	100.0%
林業多目的センター (旧クアハウス屈斜路センターハウス)	1983	39	391.50	100.0%
川湯地区防除用水施設	2012	10	14.44	100.0%
林業多目的センター (旧クアハウス屈斜路野外トイレ)	1983	39	31.00	100.0%
林業多目的センター (旧クアハウス屈斜路水飲み場)	1983	39	19.44	100.0%
林業多目的センター (旧クアハウス屈斜路東屋)	1983	39	19.44	100.0%
林業多目的センター (旧クアハウス屈斜路渡り廊下)	1985	37	34.50	97.2%
クアハウス屈斜路温泉槽上屋	1985	37	15.75	100.0%
町営牧場管理事務所	1985	37	149.04	100.0%
町営牧場受付事務所	1985	37	16.20	100.0%
町営牧場格納庫	1987	35	168.00	100.0%
町営牧場資材庫	1991	31	194.40	99.0%
町営牧場油庫	1988	34	9.92	99.0%
弟子屈町勤労者会館	1978	44	71.28	100.0%
観光牧場管理事務所	1978	44	8.51	100.0%

⑦医療系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
川湯歯科診療所	1979	43	238.41	100.0%

⑧保健・福祉系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
屈斜路古丹生活館	1968	54	169.50	100.0%
弟子屈町社会老人福祉センター	1974	48	1,378.31	94.0%
弟子屈町老人ホーム倭和園	2015	7	3,321.42	12.0%
デイサービスセンター	1993	29	647.48	56.0%
川湯福祉の湯	2000	22	143.60	42.0%
跡佐登福祉の家	1996	26	151.96	100.0%
原野福祉の家	2000	22	139.94	88.2%
屈斜路地区保健センター	1977	45	128.89	100.0%
コタン共同浴場	1979	43	130.50	84.0%

⑨行政系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
役場庁舎	1977	45	3,086.88	88.0%
役場川湯支所	1990	32	122.37	100.0%
役場庁舎附属格納庫	1980	42	495.00	100.0%
役場車両管理事務所	1975	47	140.94	100.0%
役場車両管理事務所物置	1975	47	15.06	100.0%
役場鋤別車庫 鋤別車庫 A 棟	1974	48	219.69	100.0%
役場鋤別車庫 鋤別車庫 B 棟	1974	48	123.93	100.0%
役場鋤別車庫 道路維持資材庫	2012	10	65.34	100.0%
防災備蓄倉庫	1972	50	464.38	100.0%

⑩公営住宅

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
鎧別団地 (改良) 1号棟	1970	52	254.10	100.0%
鎧別団地 (改良) 2号棟	1970	52	254.10	100.0%
鎧別団地 (改良) 3号棟	1971	51	254.10	100.0%
鎧別団地 1号棟	2019	3	238.22	4.4%
鎧別団地 2号棟	2020	2	301.70	2.2%
鎧別団地 3号棟	2021	1	301.70	0.0%
鎧別団地 4号棟	2022	0	301.70	0.0%
泉団地 1号棟	1993	29	785.54	61.6%
泉団地 2号棟	1994	28	773.06	59.4%
泉団地 3号棟	1995	27	785.54	57.2%
泉団地 4号棟	1996	26	781.64	50.0%
泉団地 5号棟	1997	25	781.64	52.8%
泉団地 6号棟	1998	24	781.64	50.6%
泉団地 受水槽室	1993	29	55.00	56.0%
泉ヶ丘団地 27号棟	1971	51	157.01	100.0%
みはらし台団地 1号棟	1977	45	1,112.96	96.8%
みはらし台団地 2号棟	1977	45	1,055.68	96.8%
みはらし台団地 3号棟	1978	44	1,096.00	94.6%
みはらし台団地 4号棟	1979	43	1,128.64	92.4%
みはらし台団地 5号棟	1981	41	889.56	88.0%
みはらし台団地 物置1-1	2014	8	22.48	23.8%
みはらし台団地 物置1-2	2014	8	22.48	23.8%
みはらし台団地 物置2-1	2015	7	22.48	20.4%
みはらし台団地 物置2-2	2015	7	22.48	20.4%
みはらし台団地 物置3-1	2016	6	22.48	17.0%
みはらし台団地 物置3-2	2016	6	22.48	17.0%
みはらし台団地 物置4-1	2017	5	22.48	13.6%
みはらし台団地 物置4-2	2017	5	22.48	13.6%
みはらし台団地 物置5-1	2018	4	22.48	10.2%
みはらし台団地 物置5-2	2018	4	22.48	10.2%
桜町団地 1号棟	1982	40	254.84	85.8%
桜町団地 2号棟	1982	40	254.84	85.8%
美留和団地 1号棟	2012	10	214.44	19.8%
美留和団地 2号棟	2012	10	214.44	19.8%

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
美留和団地 3号棟	1997	25	159.01	52.8%
古丹団地 1号棟	2012	10	126.88	19.8%
南弟子屈団地 1号棟	2012	10	228.32	19.8%
南弟子屈団地 2号棟	2012	10	228.32	19.8%
南弟子屈団地 3号棟	2012	10	254.84	19.8%
川湯駅前団地 1号棟	2012	10	135.20	19.8%
川湯駅前団地 2号棟	2012	10	135.20	19.8%
川湯駅前団地 3号棟	2012	10	156.74	19.8%
川湯駅前団地 4号棟	2012	10	156.74	19.8%
川湯駅前団地 5号棟	1983	39	254.84	83.6%
川湯駅前団地 6号棟	1984	38	254.84	81.4%
川湯駅前団地 7号棟	1986	36	127.42	77.0%
湯の川団地 1号棟	2012	10	132.16	19.8%
湯の川団地 2号棟	2012	10	132.16	19.8%
湯の川団地 3号棟	2012	10	132.16	19.8%
湯の川団地 4号棟	1965	57	134.96	100.0%
湯の川団地 5号棟	2012	10	134.96	19.8%
湯の川団地 6号棟	2012	10	134.96	19.8%
湯の川団地 7号棟	2012	10	67.60	19.8%
湯の川団地 8号棟	2012	10	159.20	19.8%
湯の川団地 9号棟	2012	10	165.60	19.8%
湯の川団地 10号棟	2012	10	147.30	19.8%
湯の川団地 11号棟	2012	10	165.30	19.8%
湯の川団地 12号棟	2012	10	165.30	19.8%
敷島団地 受水槽室	2001	21	39.10	40.0%
敷島団地 A棟	2001	21	749.80	44.0%
敷島団地 B棟	2001	21	1,096.40	44.0%
敷島団地 C棟	2002	20	1,101.05	41.8%
敷島団地 D棟	2003	19	698.68	39.6%
敷島団地 E棟	2012	10	449.27	0.0%
敷島団地 28号棟	1979	43	236.40	92.4%
敷島団地 29号棟	1979	43	236.40	92.4%
敷島団地 F棟	2010	12	449.27	50.6%
敷島団地 G棟	2011	11	449.27	46.0%
敷島団地 H棟	2019	3	308.52	9.2%
敷島団地 I棟	2019	3	308.52	8.0%

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
敷島団地 J棟	2020	2	301.70	5.0%
敷島団地 K棟	2021	1	301.70	0.0%
敷島団地 L棟	2022	0	301.70	0.0%
緑団地 5号棟	1976	46	345.98	99.0%
緑団地 6号棟	1976	46	345.98	99.0%
緑団地 7号棟	1976	46	345.98	99.0%
緑団地 8号棟	1980	42	400.98	90.2%
緑団地 9号棟	2012	10	236.40	19.8%
緑団地 10号棟	2012	10	236.40	19.8%
緑団地 11号棟	2012	10	251.96	19.8%
緑団地 12号棟	2012	10	251.96	19.8%
緑団地 13号棟	1980	42	266.24	90.2%
緑団地 14号棟	1980	42	266.24	90.2%
緑団地 15号棟	1992	30	1,281.46	63.8%
緑団地 16号棟	1995	27	705.36	57.2%
緑団地 15号棟受水槽	1992	30	19.44	-
緑団地 16号棟受水槽	1995	27	9.00	100.0%
緑団地 16号棟物置	1995	27	43.20	100.0%
仁伏団地 1号棟	1985	37	127.42	79.2%
新泉ヶ丘団地 A棟	2004	18	311.98	78.2%
新泉ヶ丘団地 B棟	2005	17	311.98	73.6%
新泉ヶ丘団地 C棟	2006	16	440.64	69.0%
新泉ヶ丘団地 D棟	2007	15	290.52	64.4%
新泉ヶ丘団地 E棟	2007	15	290.52	64.4%
新泉ヶ丘団地 F棟	2012	10	280.80	100.0%
新泉ヶ丘団地 G棟	2012	10	280.80	100.0%
泉ヶ丘団地 1号棟	2012	10	449.27	41.4%
泉ヶ丘団地 2号棟	2012	10	449.27	41.4%
泉ヶ丘団地 3号棟	2013	9	308.53	36.8%
泉ヶ丘団地 4号棟	2013	9	308.53	36.8%
泉ヶ丘団地 5号棟	2013	9	308.53	36.8%
泉ヶ丘団地6号棟	2014	8	308.53	32.2%
泉ヶ丘団地7号棟	2014	8	308.53	32.2%
泉ヶ丘団地8号棟	2014	8	308.53	29.4%
泉ヶ丘団地 9号棟	2015	7	308.53	27.6%
泉ヶ丘団地 10号棟	2016	6	308.53	23.0%

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
泉ヶ丘団地 1 1 号棟	2016	6	308.53	23.0%
泉ヶ丘団地 1 2 号棟	2016	6	308.53	23.0%
泉ヶ丘団地 1 3 号棟	2017	5	308.53	18.4%
泉ヶ丘団地 1 4 号棟	2017	5	308.53	18.4%

⑪公園

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
おひさま公園トイレ	1997	25	26.91	100.8%
水郷公園水車小屋	1993	29	15.00	100.0%
水郷公園野鳥観察小屋	1993	29	23.40	100.0%
水郷公園センターハウス	1993	29	101.00	100.0%
水郷公園便所	1993	29	46.58	100.0%
湯の島公園便所	1991	31	39.75	81.0%
泉ヶ丘公園トイレ	2015	7	26.40	25.2%
摩周森の公園管理事務所	1990	32	43.74	100.0%
摩周森の公園倉庫	1990	32	32.40	100.0%
摩周森の公園自転車置場	1990	32	17.00	100.0%
摩周温泉公園トイレ	2011	11	13.16	100.0%
釧路川ふれあい広場トイレ	2022	0	24.03	0.0%

⑫供給処理施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
弟子屈町廃棄物焼却処理施設	1994	28	299.02	89.1%
リサイクルセンター	1994	28	194.40	89.1%
一般廃棄物焼却施設	1997	25	812.00	64.8%
資源ゴミ保管施設	1997	25	194.40	79.2%
汚水処理施設	1992	30	203.82	78.3%
弟子屈町産業廃棄物処理場管理事務所	1999	23	117.77	72.6%
弟子屈町産業廃棄物処理場倉庫	2012	10	19.00	100.0%
弟子屈町産業廃棄物処理場焼却場	1970	52	166.50	100.0%
廃棄物点検分別保管用D型ハウス	2005	17	198.00	52.8%
資源化物保管用D型ハウス	2008	14	194.40	42.9%

⑬その他

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
旧奥春別小学校校舎	1958	64	774.29	100.0%
旧奥春別小学校体育館	1984	38	548.14	99.9%
旧昭栄小学校校舎	1987	35	578.43	100.0%
旧昭栄小学校体育館	1987	35	498.16	100.0%
旧昭栄小学校倉庫	1987	35	14.00	100.0%
弟子屈小学校教員住宅 5 7 号	1968	54	51.53	100.0%
弟子屈小学校教員住宅 1 2 9 号	1990	32	63.99	100.0%
弟子屈小学校教員住宅 1 3 0 号	1990	32	63.99	100.0%
弟子屈小学校教員住宅 1 4 7 ・ 1 4 8 号	2012	10	80.00	41.4%
弟子屈小学校教員住宅 1 5 6 号	2000	22	71.63	96.6%
弟子屈小学校教員住宅 1 5 7 号	2000	22	71.63	96.6%
町有住宅 4 9 号 (旧川湯小学校教員住宅 1 2 3 号)	1982	40	65.61	100.0%
川湯小学校教員住宅 1 3 9 号	1993	29	66.02	100.0%
川湯小学校教員住宅 1 4 2 号	1994	28	66.02	100.0%
川湯小学校教員住宅 1 4 3 号	1994	28	66.02	100.0%
川湯小学校教員住宅 1 4 4 号	1994	28	66.02	100.0%
川湯小学校教員住宅 1 5 3 号	1997	25	66.02	100.0%
川湯小学校教員住宅 1 6 5 号	2002	20	66.02	87.4%
川湯小学校教員住宅 1 5 4 号	1999	23	66.02	100.0%
貸付住宅 (旧奥春別小学校教員住宅 9 3 号)	1972	50	50.91	100.0%
貸付住宅 (旧奥春別小学校教員住宅 1 1 6 号)	1979	43	68.04	100.0%
貸付住宅 (旧奥春別小学校教員住宅 1 3 1 号)	1991	31	66.02	100.0%
貸付住宅 (旧奥春別小学校教員住宅 1 3 6 号)	1992	30	66.02	100.0%
貸付住宅 (旧奥春別小学校教員住宅 1 3 8 号)	1993	29	66.02	100.0%
貸付住宅 4 4 号 (旧昭栄小学校教員住宅 1 2 6 号)	1987	35	62.37	100.0%

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
貸付住宅 45号 (旧昭栄小学校教員住宅 127号)	1987	35	62.37	100.0%
貸付住宅 46号 (旧昭栄小学校教員住宅 128号)	1988	34	62.37	100.0%
美留和小学校教員住宅 103号	1974	48	67.44	100.0%
美留和小学校教員住宅 140号	1993	29	66.02	100.0%
美留和小学校教員住宅 141号	1993	29	66.02	100.0%
美留和小学校教員住宅 146号	1996	26	66.01	100.0%
和琴小学校教員住宅 106号	1974	48	67.44	100.0%
和琴小学校教員住宅 111号	1976	46	50.91	100.0%
貸付住宅 47号 (旧和琴小学校教員住宅)	1980	42	68.04	100.0%
和琴小学校教員住宅 122号	1981	41	68.04	100.0%
和琴小学校教員住宅 124号	1982	40	68.04	100.0%
和琴小学校教員住宅 160号	2000	22	69.06	96.6%
和琴小学校教員住宅 155号	1999	23	69.06	100.0%
弟子屈中学校教員住宅 65号	1968	54	51.53	100.0%
弟子屈中学校教員住宅 98号	1973	49	51.53	100.0%
弟子屈中学校教員住宅 149・150号	2012	10	80.00	41.4%
弟子屈中学校教員住宅 151・152号	1997	25	80.00	100.0%
弟子屈中学校教員住宅 158号	2000	22	71.63	96.6%
弟子屈中学校教員住宅 159号	2000	22	71.63	96.6%
川湯中学校教員住宅 112号	1977	45	50.91	100.0%
川湯中学校教員住宅 113号	1977	45	50.91	100.0%
川湯中学校教員住宅 117号	1979	43	68.04	100.0%
川湯中学校教員住宅 132号	1991	31	66.02	100.0%
川湯中学校教員住宅 133号	1991	31	66.02	100.0%
川湯中学校教員住宅 134号	1992	30	68.04	100.0%
川湯中学校教員住宅 135号	1992	30	68.04	100.0%
川湯中学校教員住宅 137号	1992	30	66.02	100.0%
川湯中学校教員住宅 145号	1995	27	66.02	100.0%
旧南弟子屈生活館	1973	49	184.15	100.0%
旧弟子屈町老人ホーム倭和園納骨堂	1983	39	12.96	100.0%
弟子屈町営公衆浴場泉の湯	1975	47	238.95	100.0%

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
弟子屈町営公衆浴場泉の湯ポンプ室	1975	47	12.96	100.0%
弟子屈町営公衆浴場泉の湯管理人住宅	1975	47	35.64	100.0%
弟子屈町斎場	1999	23	565.88	59.4%
弟子屈墓地東屋	1989	33	12.96	100.0%
弟子屈墓地便所	1999	23	7.06	92.4%
川湯墓地東屋	1988	34	12.96	100.0%
川湯墓地便所	1999	23	7.06	92.4%
大鵬相撲記念館	1984	38	434.61	74.0%
弟子屈町除雪センター（旧町営弟子屈飛行場管理事務所）	1980	42	68.04	100.0%
弟子屈町除雪センター便所（旧町営弟子屈飛行場便所）	1988	34	5.64	82.5%
旧町営弟子屈飛行場倉庫	1962	60	288.00	100.0%
屈斜路コタン公衆便所	1989	33	29.62	64.0%
川湯駅前さわやかトイレ	1995	27	38.93	52.0%
町営弟子屈飛行場燃料貯蔵庫	1974	48	11.06	100.0%
砂湯公衆便所	2004	18	64.98	71.4%
旧桜丘森林公園管理事務所	1993	29	48.74	100.0%
旧桜丘森林公園便所	1993	29	30.55	100.0%
旧桜丘森林公園炊事場	1994	28	43.47	100.0%
弟子屈町公共下水道弟子屈浄化センター	1999	23	810.00	59.4%
浄化センター管理棟	1999	23	726.00	44.0%
浄化センター機械棟	1999	23	933.00	44.0%
西部地区水道管理棟	2012	10	90.00	37.8%
貸付住宅	1970	52	51.53	100.0%
貸付住宅（移住対策住宅）	1976	46	74.52	100.0%
テレビジョン中継局	1987	35	15.14	100.0%
町長公宅	1980	42	175.36	100.0%
町長公宅物置	2012	10	12.60	100.0%
町長公宅車庫	2012	10	17.00	100.0%
職員住宅 3号住宅	1978	44	65.61	100.0%
職員住宅 4・5号住宅	1971	51	117.18	100.0%
職員住宅 6・7号住宅	1971	51	117.18	100.0%
貸付住宅 26号（旧和琴小学校教員住宅）	1982	40	68.04	100.0%

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
貸付住宅 36号 (旧道立診療所住宅)	1965	57	53.50	100.0%
貸付住宅 36号附属物置	1965	57	4.95	100.0%
貸付住宅 36号附属車庫	1967	55	15.48	100.0%
貸付住宅 37号 (旧道立診療所住宅)	1977	45	61.25	100.0%
貸付住宅 37号附属物置	1977	45	4.96	100.0%
貸付住宅 37号附属車庫	1977	45	14.58	100.0%
貸付住宅 40号 (旧仁多小学校教員住宅)	1978	44	68.04	100.0%
貸付住宅 42号 (旧川湯支所住宅)	1973	49	50.91	100.0%
旧釧路支庁弟子屈監督員詰所書庫	2012	10	64.80	100.0%
朝日倉庫	1955	67	165.28	100.0%
旧奥春別保育所	1975	47	106.92	100.0%
倉庫 (旧川湯駅前小学校校舎)	1958	64	573.00	100.0%
貸付住宅 48号 (旧川湯中学校教員住宅 109号)	1975	47	67.44	100.0%
弟子屈小学校教員住宅 161号	2001	21	71.63	92.0%
中央ビル	1975	47	822.49	100.0%
教員住宅 弟子屈小学校 163号	2002	20	89.43	87.4%
教員住宅 弟子屈小学校 164号	2002	20	77.84	87.4%
鑑別河川敷パークゴルフ場トイレ	2015	7	10.64	100.0%
旧昭栄小学校倉庫	1988	34	39.00	100.0%
川湯小学校教員住宅 166号	2004	18	86.94	78.2%
弟子屈中学校教員住宅 167号	2004	18	89.43	78.2%
鈴蘭町有倉庫	1975	47	100.00	100.0%
教員住宅 169号	2016	6	78.49	23.0%
貸付住宅 50号 (地上木造2階建)	2018	4	104.64	13.8%
貸付住宅 50号 (地下1階倉庫)	2018	4	51.07	20.1%

5. 建築物系公共施設の建築年度別の状況

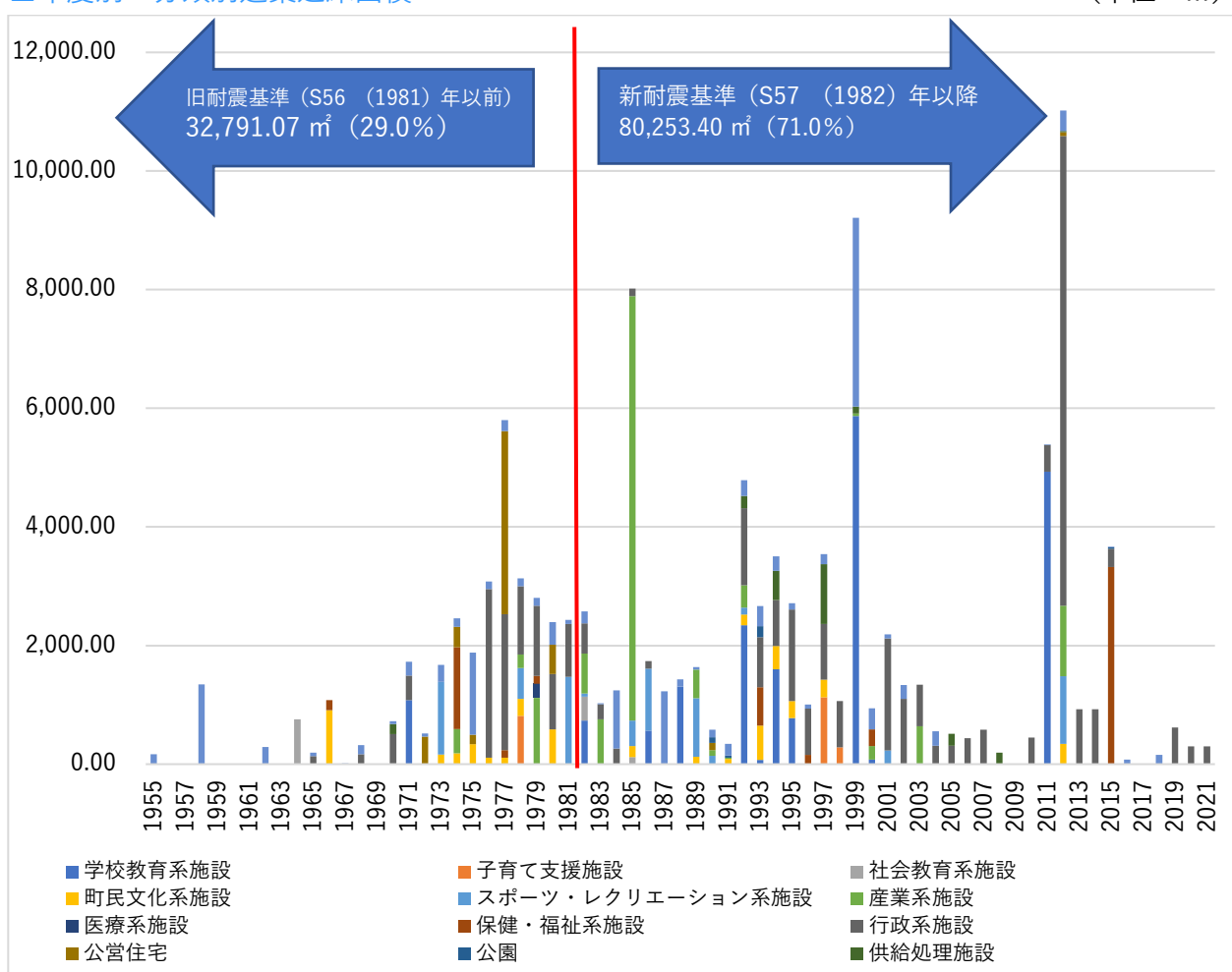
現行の耐震基準（新耐震基準）は、昭和 56（1981）年に改正され、導入されたものです。新耐震基準の考え方は、中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものとなっています。

上記をひとつの基準とし、本町における建築年度別の延床面積（㎡）を見ると下表のとおりになります。

当町においては、新耐震基準（昭和 57（1982）年以降）（赤線より右）で建築された比較的新しい施設が多くなっていますが、依然として旧耐震基準（昭和 56（1981）年以前）（赤線より左）で建築されたものが、29.0%を占めており、今後の対応を考える必要があります。

■ 年度別・分類別建築延床面積

（単位：㎡）



※赤線より左が旧耐震基準、右が新耐震基準。

6. インフラ施設の状況

(1) 道路

①管理道路の現状（管理延長と舗装延長）

道路区分	管理実延長	舗装延長		舗装率
		A s 舗装	C o 舗装	
1 級町道	80.65 km	69.94 km	0.38 km	87.1%
2 級町道	86.56 km	72.86 km	0.17 km	84.3%
その他町道	248.45 km	76.65 km	0.21 km	30.9%
計	415.66 km	219.45 km	0.76 km	52.9%

※ A s 舗装に簡易舗装は含まない（R4.4 現在）

②道路予算のうち維持修繕予算は減少傾向にあり、平成 29（2017）年度はピーク時の 7 割まで減少しています。

③平成 28（2016）年度から平成 29（2017）年度において主要な町道 45 路線（95 km）の舗装路面性状調査を実施しました。

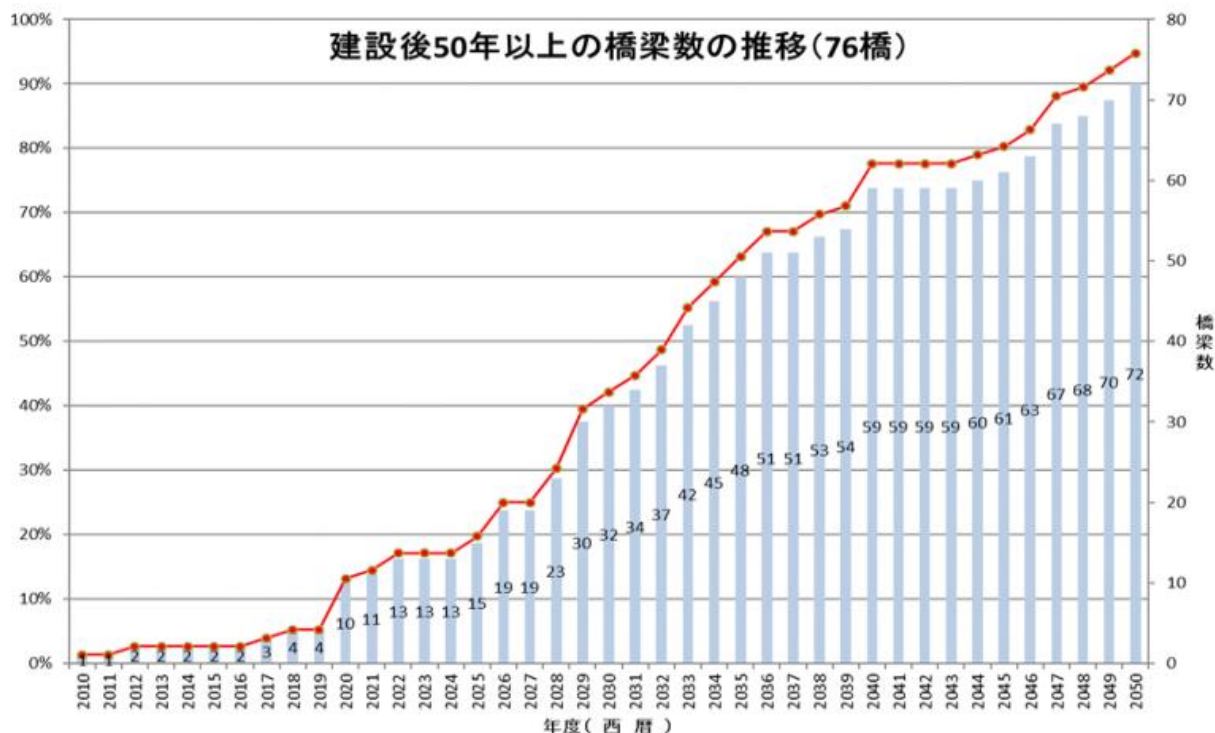
調査を実施した箇所のうち約 9%が早急な修繕が必要な状態です。

(2) 橋梁

弟子屈町が管理する道路橋は、平成 29（2017）年度現在 76 橋あり、建設後 50 年を経過する高齢化橋梁は現在 3 橋で約 3%を占めています。これが 10 年後には約 25%、20 年後には、この割合が約 67%まで増加し、急速に高齢化橋梁が増大します。

橋梁長寿命化計画で対象としている橋梁は、弟子屈町が管理する全 76 橋（15m以上 35 橋・15m 未満 41 橋）を対象とします。

	町道 1 級	町道 2 級	町道その他	合計
全管理橋梁数	2 1 橋	2 6 橋	2 9 橋	7 6 橋
うち計画の対象橋梁数	2 1 橋	2 6 橋	2 9 橋	7 6 橋
長寿命化修繕計画の対象橋梁：町道に架かる橋長 2 m 以上の管理橋梁（撤去予定も含む）				



(3) 上下水道施設

①上水道

弟子屈町においては、昭和 29 年に川湯簡易水道、昭和 30 年に上水道認可を受け、その後も給水区域の拡張と施設設備を進め、現在では弟子屈上水道、川湯簡易水道、美留和簡易水道、屈斜路簡易水道により各地区へ水道水を供給しています。

水道事業は地域住民の生活に密接するサービスであることから、安全・安心な水の供給に努め、断続的に運営していくことが求められています。

②下水道

弟子屈町の公共下水道事業は、平成 6 (1994) 年度に当初の事業認可を取得し、その後鋭意整備を進めてきました。その間、平成 10 (1998) 年度に弟子屈町浄化センターの供用を開始したのをはじめ、現在では処理場 1 箇所、汚水中継ポンプ所 5 か所を有しています。

弟子屈町浄化センター及び 5 か所の汚水中継ポンプ所は、平成 10 (1998) 年度以降順次供用を開始し、平成 30 (2018) 年時点で 10 から 20 年を経過しており、下水道整備率は約 91% (平成 25 (2013) 年度末) となっています。

これらの施設の資産は、これまで定期的な日常点検、修繕を行ってきましたが、老朽化が著しく、今後の維持管理や改築費の増大が予想されます。

1. 人口減少を見据えた整備更新

公共施設等の管理に際しては、以下の4つを基本的な方針として、基本的な考え方を示します。

- 【基本方針1】施設総量の圧縮（施設維持から機能維持へ）
- 【基本方針2】必要施設の長寿命化、改修等の推進
- 【基本方針3】まちづくりや住民生活向上につながる機能の確保
- 【基本方針4】国・道・近隣自治体等との連携

【基本方針1】施設総量の圧縮（施設維持から機能維持へ）

まず施設ありきではなく、また、「一つの機能のために一つの施設が必要」という従来の考え方から脱却し、施設維持から機能維持へ考え方を改め、用途に応じた柔軟な機能維持と効率的な運営及び利用率の向上を目指します。

施設総量は人口減少率に即して圧縮し、新規に公共施設を建設する場合は同面積（コスト）を圧縮するとともに、単一施設よりも稼働率を重視した施設の複合化、集約化を基本とします。

【基本方針2】必要施設の長寿命化、改修等の推進

必要性の高い施設は対症的な事後保全型の維持管理から、計画的財源調達に基づく、損傷が軽微な早期段階に予防的修繕を行う予防保全型維持管理への転換と、長寿命化を実施することで安全性の確保とトータルコストの縮減、平準化を図ります。

【基本方針3】まちづくりや住民生活向上につながる機能の確保

地域の特性等に応じた機能を確保するとともに、まちづくりと連動した公共施設等の再編（第6次弟子屈町総合計画と連動した公共施設等の再編）と住民生活向上に繋がる機能の確保と公共サービスの提供を図ります。

【基本方針4】国・道・近隣自治体等との連携

定住自立圏構想などに基づく近隣自治体との施設等相互利用（スポーツ施設等の相互利用、共同運用、サービス連携、役割分担等による効率化）や「国と地方が連携した地域の国公有財産の最適利用」等による連携を検討します。

(1) 人口減少を見据えた整備更新

当町は、引き続き人口減少が見込まれています。新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設を貴重な財産と捉え、適切な維持管理によって、できる限り長期間使用します。

①人口動態などに基づいた全体面積・施設規模のコントロール

公共施設の整備・更新時期を迎えることによって、多額の更新費が見込まれます。また、公共施設を適切に維持管理・運営するためには、様々な費用が必要です。公共施設全体の延床面積を、当町の人口や人口構成の変化、費やせる財源などに沿って適切に調整します。

②既存公共施設の長期使用と予防保全・機能改善

新耐震基準で整備された公共施設や耐震補強工事を行った公共施設は、定期的に修繕工事を実施することで長寿命化を図り、将来にわたり有効活用します。特に不具合発生の都度修理を行う「事後保全」から、事故が起こる前に計画的に実施する「予防保全」への転換を目指すことで、既存公共施設を良好な状態に保つことが大切です。

また、スロープや手すりなどのバリアフリー対応、太陽光発電設備などの環境対応、省エネ対策など時代の要求に即した改修工事の実施に努めます。

(2) 住民ニーズへの適切な対応

公共施設等は本来、住民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。社会経済の状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

①用途転用又は複合化による既存公共施設の有効活用

建物は、長期間の使用を前提に整備されますが、その間に公共施設に期待する住民ニーズが変化する場合があります。この場合、建物を支える耐久性の高い構造躯体を活用しつつ、内装のみを改修する「用途（機能）転用」や一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、住民ニーズの変化に適切に対応し、既存公共施設の有効利用に努めます。

②公平性に基づく受益者負担の適正化

公共施設の維持管理などに要する経費（コスト）は、当町の税などの一般財源と施設利用者による受益の対価（使用料等）から賄われています。公共施設の使用料などは、公共施設を利用する人としていない人との公平性に考慮して施設利用者には公平で適正な負担を求めることが重要です。社会経済環境の変化や利用実態に合わせて、使用料などを適切に設定します。

(3) 民間活力の導入

簡素で効率的な町政運営のため、着実な行財政改革が重要ですが、一方で、町の職員や財源などの行政資源には限界があります。公共施設の維持管理・運営や新規整備や修繕工事における資金調達について、多様な主体との協働を図ります。

①公共施設管理における民間活力導入の検討

最近では、指定管理者制度、PFI^{注1}、包括的民間委託^{注2}など、これまで行政が担っていた役割を民間などが担う仕組みが整えられてきました。また、地方自治法の改正により、これまでに認められていなかった行政財産も、一定の条件の下で貸付けができるようになりました。

当町では、特に公共施設の維持管理・運営において指定管理者制度を推進します。公共施設の機能や役割に応じて、民間企業、自治会など、多様な主体の利点を活かし協働で推進します。

②公共施設を核としたコミュニティの醸成

公共施設は、この住民協働型のまちづくりにおけるコミュニティの核となり得るものです。したがって、まちづくりや防災、地域の拠点など、コミュニティにおいて公共施設が担っている多様な役割に十分留意します。

③住民参加による合意形成

公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止に当たっては、住民の理解と合意形成が重要であり、十分な話し合いと時間をかけての合意形成を進めていきます。

注¹ PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアチブ。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金力及び技術的能力を活用して行う手法

注² 包括的民間委託：民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準（性能要件）を満足する条件で、施設の運転・維持管理について民間事業者（受託者）の裁量に任せるという性能発注の考え方に基づく委託方式

2. 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に際しては、実施方針として10項目を設定し取り組みます。

【実施方針1】点検・診断

【実施方針2】維持管理・修繕等

【実施方針3】安全確保

【実施方針4】耐震化

【実施方針5】長寿命化

【実施方針6】統合や更新及び廃止

【実施方針7】総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

【実施方針8】フォローアップの実施方針

【実施方針9】ユニバーサルデザイン化の推進方針

【実施方針10】脱炭素化の推進方針

(1) 実施方針1：点検・診断

- ・必要施設における点検、診断等を実施し、各施設のカルテを作成します。
- ・毎年度1回以上、劣化、損傷の程度や原因を把握します。
- ・点検・診断とあわせて修繕・更新の履歴情報を蓄積し活用します。

①点検・保守・整備

建物は、数多くの部品、部材や設備機器などから構成されます。部材、設備は使い方や環境および経年劣化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させます。日常管理は、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって建物の劣化及び機能低下を防ぐため、総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などを行います。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、みずから実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約により実施している場合は、保守・点検・整備が契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握します。

保守・点検・整備は、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしていきます。

②施設の診断

公共施設等については、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に施設診断を行うよう努め、診断記録は集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

(2) 実施方針2：維持管理・修繕等

- ・メンテナンスサイクルの構築（点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒次の点検）をします。
- ・耐用年数経過前の施設は、計画的に予防保全型維持管理を行います。
- ・耐用年数経過後の施設は、その後の使用年数と費用を勘案して修繕等を検討します。

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。修繕や小規模改修については、公共団体と管理会社が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

維持管理および修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することを目指します。

②更新・改修の実施方針

建物を長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要です。そのため内容・設備等を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくよう努めます。

また、長期修繕計画の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の策定を検討し、不具合が発生したそのつど対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し計画的な保全を実施していくよう努めます。

施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理及び把握を行います。

■ 適法性の主な管理項目

適法性 管理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保険法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建築取引業法、借地借家法
	定期検査 の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

既存施設については、長期間の活用を原則としますが、安全性、法規適合性、構造性能など施設維持が困難な理由が生じた場合、施設の更新を検討します。

更新の際には、更新理由を明確にし、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行うとともに、統合や廃止の推進方針と適合性を図ります。

(3) 実施方針3：安全確保

- ・点検、診断等により危険性が認められ、供用廃止した施設の日常的な巡視の実施と立入禁止などの措置を行います。
- ・供用を廃止した施設は、毎年度計画的に予算の範囲内で除却を実施します。

公共施設が、万一の事故・事件・災害に遭遇した時に損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧する体制を平時から整えることは重要です。

そのため、敷地安全性、建物安全性、火災安全性等の危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討します。

■ (参考) 施設の安全確保に係る項目

評価項目			内 容			
大項目	中項目	小項目				
安全性	敷地 安全性	自然災害回避 性	地震災害	・液状化・活断層・有・無		
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無		
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無		
		敷地安全対策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無		
			緊急自動車接近	・道路幅		
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無		
			危険物の種類	・消防法危険物（1類・2類・3類）・有・無		
			保安距離	・危険物から50m以内、200m以内		
			建物 安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
					常時床荷重	・許容集積荷重・超過
	耐震安全性	建設年		・1981年6月以前		
		耐震診断		・ I_s 値 $> 0.6/0.6 > I_s$ 値 $> 0.3/0.3 > I_s$ 値		
		耐震補強		・要・不要		
		耐震等級		・等級		
		免震、制震		・有・無		
	耐風安全性	耐風等級		・等級		
	耐水安全性	浸水対策		・浸水に対する安全要件の満足度		
	耐落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度			
	火災 安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能		
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保		
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火整備・防火用水確保		
	生活環 境安全 性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況		
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スレン放散速度		
		水質安全性	水質検査	・有・無		
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度		

		傷害・ 損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質 排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況（年代・部位）
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリング から PCB 排除状況（年代・部位）
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA 対策	・木造土台の CCA ・有無
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
		安全性	安全性	郊外防止性
騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度			
障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度			
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60 年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40 年）と改修年の差
			附属設備耐久性	・設備耐用年数（20 年）と改修年の差
	不具合 状況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆみの状況
		外部仕上 不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上 不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色・有・無
		附帯設備 不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備 不具合	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
その他設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況			

出典：FM 評価手法・JFME13 マニュアル（試行版）

(4) 実施方針4：耐震化

- ・災害時の拠点としての機能確保を含め、耐震化の必要性について検討します。
- ・災害時の拠点とならない老朽施設は耐震化せずに統合や廃止を検討します。

当町では平成 29（2017）年 3 月に「弟子屈町耐震改修促進計画」を改訂し、町有施設の耐震化に取り組むことを位置付けており、本計画においても同様の方針で取り組んでいきます。

(5) 実施方針5：長寿命化

- ・道路・橋りょう、公園、公営住宅、上下水道の各長寿命化計画の検証や必要施設における点検、診断結果を基にした取組の優先順位など個別施設毎の計画を策定しています。
- ・長寿命化における目標耐用年数の設定と、長寿命化を実施することで耐用年数の延長やランニングコスト、イニシャルコスト、活用の見込みがどのように推移するかを十分に検討します。

①総合的かつ計画的な管理

定期的な診断と診断結果に基づいた小規模改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、橋りょうなど個別に長寿命化計画が策定されている場合は、個別計画に準拠して適切な管理を実施し、施設の長寿命化を進めます。

(6) 実施方針6：統合や更新及び廃止

- ・人口減少などに応じて段階的な老朽化・劣化施設の廃止、耐用年数に達するなど大規模な修繕が必要となる老朽化、劣化施設の供用廃止基準を策定します。
- ・PPP、PFIの活用による建替えや、大規模修繕を検討します。
- ・地域毎に重複、類似する施設を抽出し利用状況を検証、検証結果に基づき、地域の特性や地域コミュニティの中核施設として学校施設等への機能集約化（多機能化）を図ります。
- ・施設集約化に伴う公共交通手段の確保の検討を並行して行います。

危険性の高い施設や老朽化等が著しい施設については、供用廃止（用途廃止、施設廃止）を検討し、必要に応じて他の施設との統合を進めます。

公共施設等統合や廃止では、住民サービスの水準低下が懸念されます。それを最小限にするために、公共施設コンパクト化の施設についての可能性を検討します。

(7) 実施方針7：総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・町全体の施設の総括、大規模修繕計画、再整備担当を一元化した組織が担い、管理運営の一元化と情報の共有化を図ります。一方、目的に応じた施設運用と軽微な維持管理は原課が担当します。

(8) 実施方針 8 : フォローアップの実施方針

- ・本計画においては、今後の財政状況や人口動態など環境の変化に応じて、必ず総合計画実行計画の見直し時に併せて見直しを行います。
- ・この計画の実効性を高めるため、具体的な施設の適正配置を定める個別施設計画を策定し、毎年度の行政評価において更新管理を行います。
- ・公共施設等総合管理計画の評価結果は、議会や住民に対して情報提供を行うと共に、町全体で認識の共有化を図ります。

(9) 実施方針 9 : ユニバーサルデザイン化の推進方針

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられます。今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていきます。

(10) 実施方針 10 : 脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策は令和 32（2050）年までにカーボンニュートラルの実現を法律的に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取り組み・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取り組みや企業の脱炭素化の促進を図る「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を令和 3（2012）年 3 月 2 日に閣議決定されました。また、日本は令和 3（2021）年 4 月に、令和 12（2030）年度において、温室効果ガス 46%削減（平成 25（2013）年度比）を目指すことに、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。

これに伴い、改修や建替えの際は太陽光発電の導入や建築物における ZEB の実現、省エネルギー改修の実施、LED 照明の導入を検討します。LED 照明については既存建築物に対しても順次検討します。

※ZEB：NetZero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

IV

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する 基本方針

1. 建築系公共施設（ハコモノ）の管理に関する基本方針

（1）基本方針1：施設総量の圧縮（施設維持から機能維持へ）

まず施設ありきではなく、また、「一つの機能のために一つの施設が必要」という従来の考え方から脱却し、施設維持から機能維持へ考え方を改め、用途に応じた柔軟な機能維持と効率的な運営及び利用率の向上を目指します。

施設総量は人口減少率に即して圧縮し、新規に公共施設を建設する場合は同面積（コスト）を圧縮するとともに、単一施設よりも稼働率を重視した施設の複合化、集約化を基本とします。

（2）基本方針2：必要施設の長寿命化、改修等の推進

必要性の高い施設は対症療法的な事後保全型の維持管理から、計画的財源調達に基づく、損傷が軽微な早期段階に予防的修繕を行う予防保全型維持管理への転換と、長寿命化を実施することで安全性の確保とトータルコストの縮減、平準化を図ります。

（3）基本方針3：まちづくりや住民生活向上につながる機能の確保

地域の特性等に応じた機能を確保するとともに、まちづくりと連動した公共施設等の再編（第6次弟子屈町総合計画や個別施設計画と連動した公共施設等の再編）と住民生活向上につながる機能の確保と公共サービスの提供を図ります。

（4）基本方針4：国・道・近隣自治体との連携

定住自立圏構想などに基づく近隣自治体との施設等相互利用（スポーツ施設等の相互利用、共同運用、サービス連携、役割分担等による効率化）や「国と地方が連携した地域の国公有財産の最適利用」等による連携を検討します。

2. 土木系公共施設（インフラ）の管理に関する基本方針

（1）道路

舗装管理の基本方針は舗装路面性状調査の診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のライフサイクルコストの縮減を目指します。

また、舗装損傷の状況、路面の重要性、交通量等を考慮し補修の優先順位を決定します。

（2）橋りょう

①健全度の把握の基本的な方針

橋りょう長寿命化修繕計画を策定するに当たり、最も重要な基礎データの基となる橋梁の点検については、「道路橋定期点検要領（国土交通省）」によることを基本とし、著しい劣化の有無など道路橋の健全度に着目した調査時点における損傷を早期に把握します。

②日常的な維持管理に関する基本的な方針

道路パトロールにより走行面の変状等についての点検を行います。

また、損傷に対する日常の対応が橋梁の長寿命化に大きな影響を及ぼすことから、比較的容易に対応が可能な清掃等は日常の維持作業において実施します。

③対象橋梁の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針

・基本方針

従来の事後的な修繕及び架替えを行う「対症療法型」から、予防的な修繕及び計画的な架替えを行う「予防保全型」へと転換を図り、橋梁の長寿命化による将来の財政負担を可能な限り低減します。

また、今後も定期的に橋梁点検を実施し、健全度の把握に努めるとともに、点検結果に基づき長寿命化修繕計画についても適宜見直しを行いライフサイクルコストの縮減を図ります。

詳細点検結果に基づく橋梁の健全度把握及び損傷状況に応じて橋梁長寿命化修繕計画を見直します。

(3) 上下水道施設

①水道事業

ア. 施設・設備の廃止、統合、合理化（ダウンサイジング・スペックダウン）

人口減少を主な理由に、水需要は減少が続くと見込まれます。人口密度が低い地域の老朽管更新においては、口径や延長の縮小、更新時期の延伸も視野に入れ更新対象管路の検討を行い、同時に経営状況に応じ、経済性に優れた管に入れ替えることで、更新費用の合理化を図ります。

浄水施設や排水施設の更新にあたっては、区域ごとの給水人口や水需要に合わせた規模の施設に更新又は、統廃合を行うものとし、機械設備等においても同様に適正な性能の検証を行い、更新費用だけでなく維持管理費の抑制も図ります。

イ. 施設・設備の長寿命化等の投資の平準化

水道施設の更新は計画的に行い施設維持は予防保全により最大限長寿命化に取り組むことで、法定耐用年数を超えて施設を使用し、更新費用の抑制及び費用の平準化を図ります。

浄水場等においては、日常的な点検及び定期的な部品交換等により、事故予防に努めるとともに長寿命化を図ります。

ウ. 広域化・民間資金の活用

近隣町村との事務共同化の協議、民間資金の活用による業務委託等、事務効率化に向けて検討を進めていきます。

②下水道

今後下水道施設を適正に維持管理していくために、従来から行われてきた事後保全に代わり、各設備の特性を考慮して設定した点検項目について、同じ視点で継続的に点検を行う予防保全的な維持管理を行います。

(4) 温泉施設

温泉事業については、独立採算を原則とする会計として、人口の推移や需要の変化はもとより、経済状況や社会情勢に応じた経営全般の視点での検討が必要であり、一般会計からの繰り入れは必要性を見極めて最小限とします。

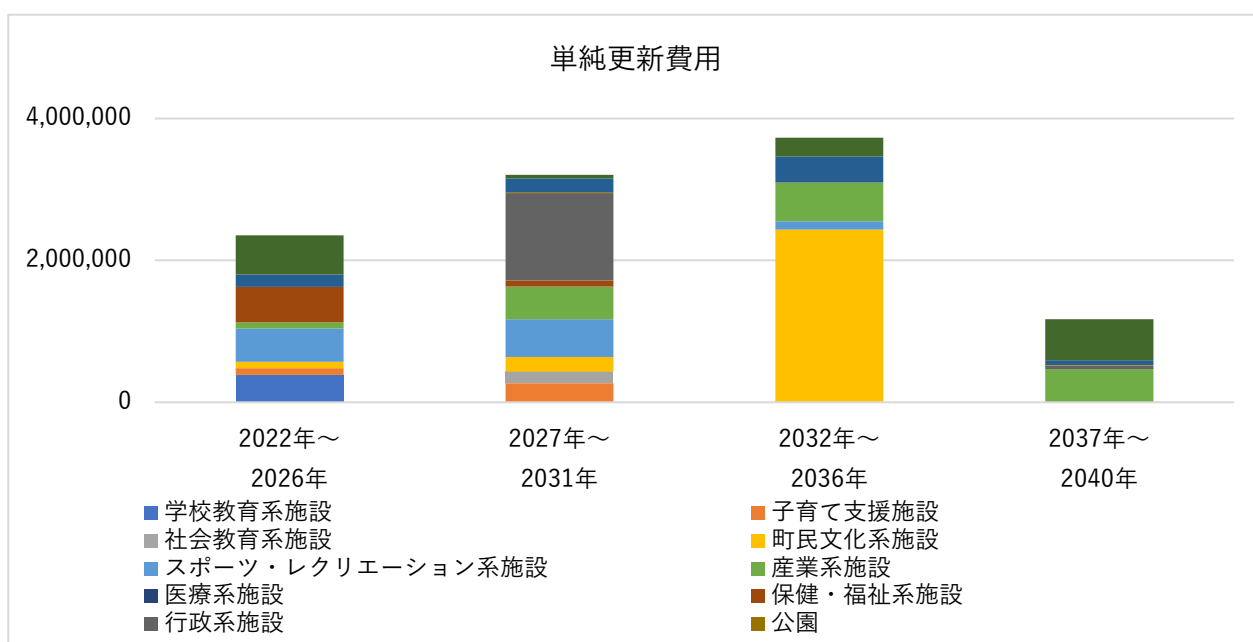
3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

(1) 公共施設

個別施設計画の方針を実施した場合、財政効果は単純更新した場合は102.1億円、個別施設計画で長寿命化等を行った場合は約41.3億円となり約60.9億円のコスト縮減となり、一定程度の財政効果は見込めますが、依然として、厳しい状況が予想されることから、今後も、施設の適正配置、統廃合等の検討を進めていく必要があります。

【単純更新の費用】

(単位：千円)



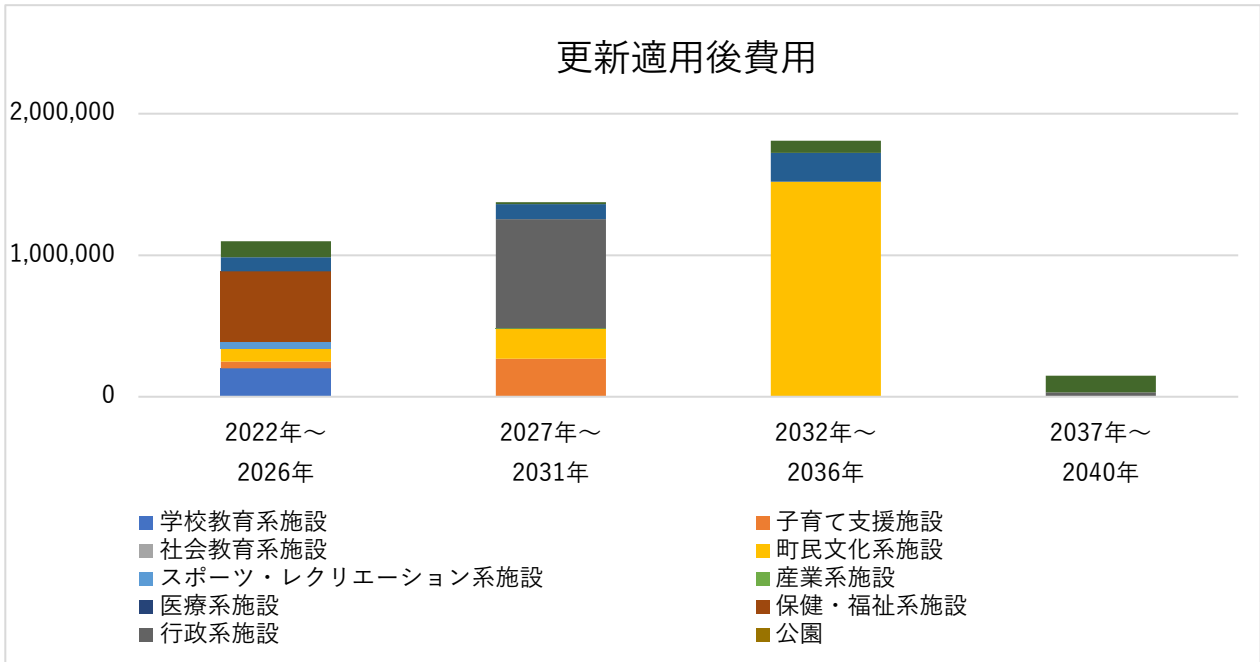
(単位：千円)

	2022年～2026年	2027年～2031年	2032年～2036年	2037年～2040年	合計
学校教育系施設	387,829	0	0	0	387,829
子育て支援施設	93,621	268,125	0	0	361,746
社会教育系施設	0	160,988	0	0	160,988
町民文化系施設	91,288	211,700	2,432,672	0	2,735,660
スポーツ・レクリエーション系施設	466,459	530,464	117,176	0	1,114,099
産業系施設	85,975	459,367	544,806	467,305	1,557,454
医療系施設	0	0	0	0	0
保健・福祉系施設	501,023	85,599	0	0	586,621
行政系施設	0	1,234,752	0	48,948	1,283,700
公園	0	13,118	4,343	8,712	26,172
供給処理施設	177,631	192,596	363,600	69,984	803,812
その他	550,015	48,751	264,845	575,737	1,439,348
合計	2,353,842	3,205,460	3,727,442	1,170,686	10,457,430



【方針適用後の費用】

(単位：千円)



(単位：千円)

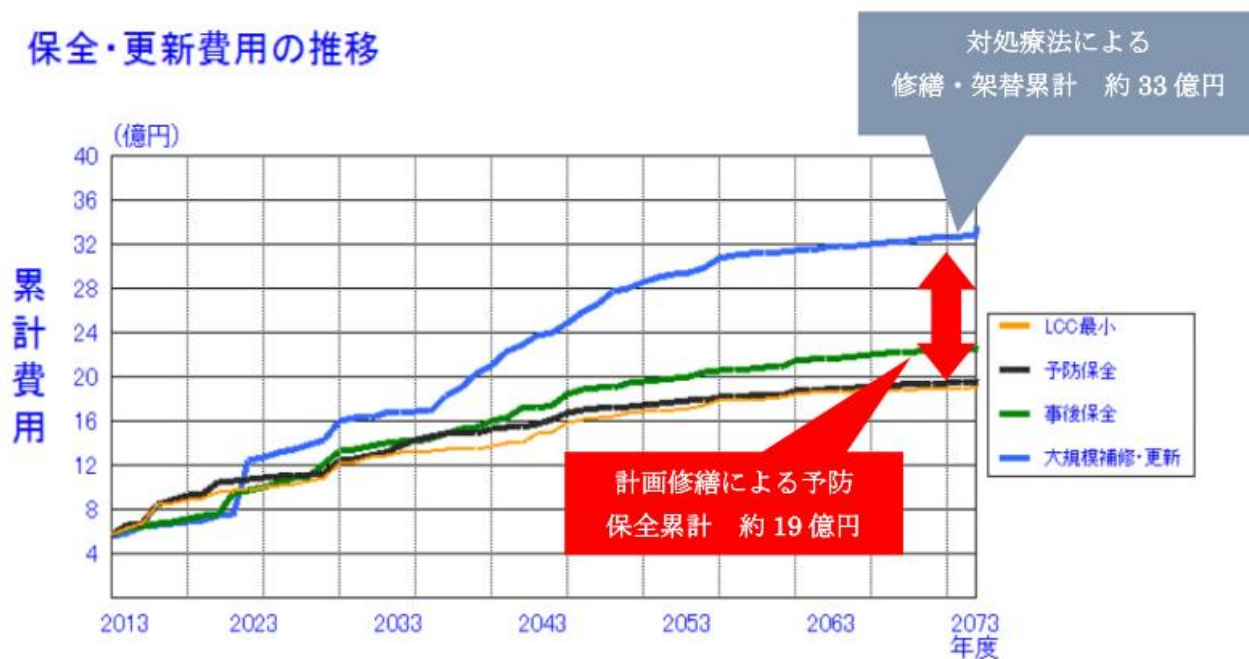
	2022年～ 2026年	2027年～ 2031年	2032年～ 2036年	2037年～ 2040年	合計	削減額
学校教育系施設	199,791	0	0	0	199,791	-188,038
子育て支援施設	48,229	268,125	0	0	316,354	-45,392
社会教育系施設	0	0	0	0	0	-160,988
町民文化系施設	91,288	211,700	1,520,420	0	1,823,408	-912,252
スポーツ・レクリエーション系施設	46,656	0	0	0	46,656	-1,067,443
産業系施設	0	3,180	0	0	3,180	-1,554,274
医療系施設	0	0	0	0	0	0
保健・福祉系施設	501,023	0	0	0	501,023	-85,599
行政系施設	0	771,720	0	30,593	802,313	-481,388
公園	0	0	0	0	0	-26,172
供給処理施設	98,684	106,998	202,000	0	407,682	-396,130
その他	112,452	14,124	86,922	119,100	332,598	-1,106,750
合計	1,098,122	1,375,847	1,809,342	149,693	4,433,004	-6,024,426

(2) 橋梁

長寿命化修繕計画による効果として下記に記載した4つの効果があります。

- ① 損傷が深刻化してから大規模な修繕を実施する従来の対処療法型から、定期的な点検を実施して損傷状況を把握、予測した上で適切な時期に予防保全的な修繕を実施する予防保全型へ転換することにより、長寿命化が図られコスト縮減に繋がります。
- ② 損傷に起因する通行制限等が減少し、道路の安全性・信頼性が確保されます。
- ③ 維持管理費を集中させないことで、限られた予算を有効に活用できます。
- ④ 中長期補修のシミュレーション結果

保全・更新費用の推移



※大規模補修・更新では60年間の累計が約33億円、予防保全では約19億円であり、予防保全における60年間のコスト縮減効果は約14億円が見込まれます。

なお、上記の費用は平成30(2018)年時点での試算であり、今後の損傷状態の変化などによる計画の見直しにより、変動することが考えられます。

(3) 水道

平成28(2016)年度に策定した経営戦略の見直しを行い、対象施設の実情を踏まえ長寿命化(維持)を実現し、中長期的な更新投資の節減、投資額の平準化を図ります。

重要給水施設への導水管・配水管について耐震性のあるものに更新していきます。また、老朽管の計画的な更新を図ります。

4. 公共施設の数量に関する数値目標

(1) 公共施設

本町が公共施設等を保有することにより今後維持・大規模修繕・建替え等に必要となる維持更新投資額対象延床面積を「40年間で49%削減する」ことを目標としています。

施設類型ごとの数値目標は下記の通りです。

	当初 平成 29 年度	令和 2 年度	令和 38 年度末	削減率 (%)
	延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
学校教育系施設	13,902.35	19,356.49	6,217.76	55.3%
子育て支援施設	1,592.81	2,430.81	402.47	74.7%
社会教育系施設	5,983.72	1,275.79	520.06	91.3%
町民文化系施設	2,788.68	5,272.65	1,224.65	56.1%
スポーツ・レクリエーション系施設	3,940.76	5,208.64	692.52	82.4%
産業系施設	19,944.26	17,200.72	13,294.26	33.3%
医療施設	2,852.36	238.41	283.70	90.1%
保健・福祉系施設	5,489.06	6,211.60	4,097.79	25.3%
行政系施設	5,696.79	4,733.59	3,719.39	34.7%
公営住宅	40,394.33	42,732.91	24,982.06	38.2%
公園	2,372.37	412.61	234.36	90.1%
供給処理施設	3,793.32	2,399.31	695.68	81.7%
その他	621.86	14,785.39	448.90	27.8%
合計	109,372.67	122,258.92	56,813.60	48.1%



総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

1. 総合的かつ計画的な管理を実現するための構築方針

- ・ 公共施設等マネジメント推進のための横串機能を持つ組織を構築します。
- ・ 総合的かつ計画的な管理を実現する体制の構築に対する5つの方針を検討します。

(1) 公共施設等マネジメント組織体制の構築

厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、公共施設等は維持管理・更新等を的確に進めていくことが重要です。

そこで、当町としては、町有財産のあり方を庁内検討会のような各課に対し横串機能を持ち、公共施設に対して一元管理を行い、全体の調整機能を発揮しつつ、進行管理を行うと共に方針の改訂や目標の見直しを行う機能を持つ組織の構築を検討します。

(2) 住民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働を促進する環境整備が不可欠です。

清掃や植栽管理等の通常業務については、住民団体による維持管理を継続することで住民自らの施設との意識を高めることにより、住民に開かれた公共施設を目指します。

(3) 指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用体制の構築

指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用により、効率的で質の高い公共サービスの提供や、民間資金やノウハウを活用したサービスの質を充実、コスト削減が期待できることから、これらの活用体制の構築を進めます。

表 行政と民間のパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

(4) 財政との連携体制の構築

公共施設等マネジメントの導入により必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めるとともに、財政課と密に連携します。また、公共施設等マネジメントによる事業の優先度の判断に応じた予算配分の仕組みについては今後検討します。

(5) 職員研修の実施

全庁的な公共施設等マネジメントを推進していくには、職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。

そのため、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する職員の意識の向上に努めていきます。

2. フォローアップの実施方針

・本計画に基づき、必要な施設等について具体的な個別計画を策定し、作成済みの計画については計画を実施するとともに、定期的に公共施設等の管理状況を評価するなどし、随時、フォローアップを行います。

(1) 計画の進行管理

本計画に基づき作成された各個別計画を基に公共施設等の建設や大規模改修、長寿命化改修、統廃合、更新を実施します。また、維持管理する公共施設等に対しては、定期的に劣化度・利用度・コスト等の評価を実施し、評価結果に応じて個別計画を見直します。

また、本計画についても社会情勢の変化等に応じて適宜見直します。

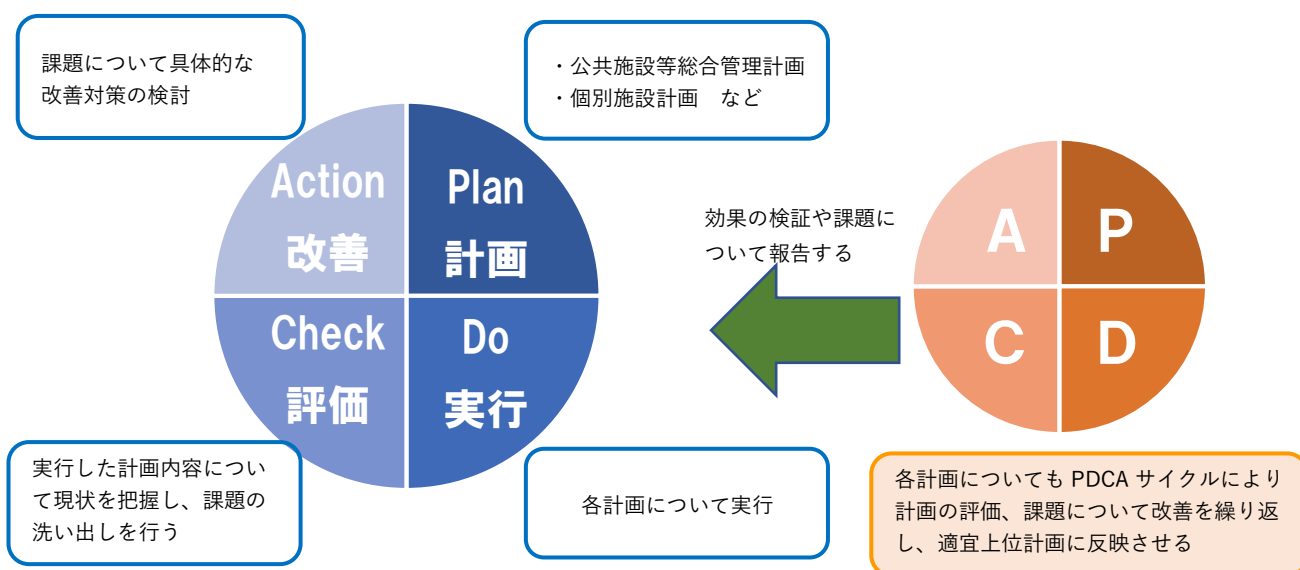
(2) 議会や住民との情報共有

総合管理計画の進捗状況等についての評価結果並びに評価に基づく変更や対策活動は、議会や住民に適宜報告を行い、住民と行政が問題意識・情報を共有できる環境整備に努めます。

3. PDCA サイクルの確立

本計画は公共施設マネジメントに PDCA サイクルを採り入れ、常時、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を意識することにより、計画自体を継続的に改善していきます。

施設所管課は、本計画に基づいて施設ごとに再編計画や保全計画を作成し、効果の検証と課題等を確認、内容の検討を繰り返すことにより、適正な計画へと見直しを行います。



弟子屈町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月発行

(令和 5 年 3 月改訂)

〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央 2 丁目 3 番 1 号

Tel 015-482-2191

Fax 015-482-2696